

平成24年第2回定例会会議録（第3号）

平成24年6月18日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	永井正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
財産活用課長	原田勲明	君	自治振興課長	湊博秋	君
自治振興課参事	月輪利生	君	商工課長	挾間章	君
農林水産課長	安部恵喜	君	環境課長	伊藤守	君

環境課参事	松本恵介君	高齢者福祉課長	中西康太君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	道路河川課長	岩田弘君
道路河川課参事	生野浩祥君	教育総務課長	重岡秀徳君
教育総務課参事	狩野俊之君	学校教育課長	古田和喜君
スポーツ健康課長	平野俊彦君	水道局工務課長	帆足淳君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	河野伸久	主査	溝部進一
主任	甲斐俊平	主任	波多野博
主任	池上明子	主事	山本佳代子
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第3号）

平成24年6月18日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○18 番（堀本博行君） それでは、きょうは若い方々が傍聴にも見えておりますので、冷静沈着に質問をしてまいりたいと思います。

最初に、通告に従いまして、介護ボランティア制度の導入という件から進めたいと思います。

この制度は、御案内のとおり厚生労働省の認可で、いわゆる有償のボランティア制度でございます。07 年 5 月に導入が決定をされて、同年の 9 月より運用が開始をされております。運用開始をされて徐々にではありますが、全国的に広がりも見せているところでございます。我々もよく文句と申しますか、今回も介護保険料の値上げ等々についても、元気な高齢者の方々から、我々は何も介護を受けておらんのに値段だけ上がる、こういったお話もよく伺うわけであります。

そういった中で、1 つは介護保険料を軽減する、こういった意味合いも若干の金額ではあります、あるわけでありまして。そういった中で、この制度を導入している、最近では中津市それから豊後高田市もこの制度を導入して、中津市はことしの 10 月から運用が開始というふうな形で、今、綱領を定めているというふうな状況であります。こういうふうな形で進める中で地域の活性化、そしてまたよく言われる住民同士のつながりの強化、こういったものに効果があるというふうに言われておりますし、高齢者の皆さん方の活動の場づくり、こういうふうな観点もあるわけであります。

先般、市老連の幹部の方とお話をするときにも、このお話をさせていただきました。大変いいことだ、どんどん進めてもらいたいというふうなお言葉もいただきました。こういうふうな形で、特に中央のほうでは東京の千代田区、足立区それから豊島区、相模原市等々が、独自のネーミングをつけて推進しております。先ほど申しました豊後高田市も推進をして、予算計上もしております。

今、こういった中で、いわゆる有償制度といっても、年間の金額が上限で 5,000 円というふうな形であります。ポイント制度、ポイントを重ねていただいで、それでその中で年間 5,000 円のいわゆる還付金というふうな形で還付をするというふうな制度でございます。内容についても介護施設、それからサービス事業所、通所型の介護予防事業所等々、それから病院というふうなことも言われておりますし、そういったところでさまざまなレクリエーションの指導、参加、それからお茶出し、配膳、さまざまなそういう介助と申しますか、そういったものをさせていただいて、それでポイントを、豊後高田の場合も手帳を配布して、その手帳に印鑑をずっと押していくというふうなことで、上限が例えば 5,000 円分 500 ポイントとか、ポイントになるわけでありまして、それ以上やっても上限は 5,000 円というふうな形でございます。

そういった方法で進めているわけでありまして、こういう制度をぜひ導入を別府市もしていただきたいな。いろいろ勉強させていただいて提案をするのでありますが、なかなか行政の壁が厚くて、でき得るまでにはなかなかいきませんが、それでも執念を持って議会で質問しながら、できるまでやり続けたい、このように改めてきょうは決意をさせていただいたところでございます。

よく高齢者の方々の、先般、大分合同新聞の「東西南北」かな、そこのところに健康寿命、きょうも出ておりましたが、「健康寿命」というふうな言い方は御存じのとおりであります、WHO の世界保健機関が 2000 年に提唱されたというふうに書いてありました。人

間が生まれて一生涯の中で介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、日常生活を健康に送ることができる期間、これを「健康寿命」というふうに言うて出ておりました。厚生労働省の算出で見ますと、この健康寿命、全国的には男性で70.42歳、女性で73.62歳、大分県下で男性で69.85歳、女性で73.19歳、こういうふうな数字が出ております。全国的にいわゆる平均寿命が、男性で今79.64、女性で86.39というふうな数字が出ております。そういうふうなところから見ますと、例えば男性で70.42歳、大分県下で69.85ですから、ほぼ10年間病気だったり寝たきりだったりというふうな期間があるというふうに——平均でしょうが——言われております。女性で12年程度というふうなことであります。一概には言えない部分もあろうかと思いますが、現実的にこの健康寿命をどれだけ伸ばすのかというふうなことが、一番の今いわゆる介護予防とか、そういったふうな観点から言われているわけでありまして。

これと同じ記事の中にPPKという言葉がありました。PPK、「ピンピンコロリ」という、こういう意味らしいのです。いつまでも元気で病気にならずに、亡くなるときはぽっくり亡くなる、こういうふうな形でございます。理想なのは、100歳まで生きて、100歳の誕生日が来て、ちょっとぐあいが悪いなどといって1週間でぽっくりいく、これが一番理想だというふうなことで以前聞いたことがあります。これは長野県で生まれた言葉らしいのでありますが、こういうふうな形でいわゆる生きがいを持って元気で生きていく、生活をしていく、そういうふうな意味合いからも、こういう制度はぜひ導入をしていただきたい、このように思っておりますが、当局の見解をいただきたいと思っております。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護ボランティア制度を導入するには、まだまだ問題点も多く、多くの市町村が未実施となっているのが現状でございます。別府市の場合も、介護支援ボランティアのポイントの付与方法及びポイント転換交付金の管理方法やボランティア受け入れ事業所の選定など、クリアしなければならない問題が幾つかありますので、それが解決できるのか鋭意調査研究し、検討したいと考えております。

○18番（堀本博行君） まず否定から入っていただきましたが、先ほど申しました老後をどういうふうにするのか。これも先般読んだ雑誌の中にありました。人生の中で第1の人生、生まれてから結婚まで成長期、第2の人生、結婚から定年まで充実時代、そして第3期、定年から死ぬまで。この第3の期間、定年を迎えて、さあ、これから第3の人生をといたときに、さまざまな自分で、今いろんな形で問題になっておりますが、問題というか、自分でいろんなものを見つけて趣味、それから生きがい、そういったものを見つけてやるというふうなことは、今大きなテーマにもなっているというふうに私は思っております。こういった意味でこういったものについて行政がかかわっていくのか、それは個人の問題だといって切り捨てていくのか。この違いは市政の、今、別府で言えば浜田市政の姿勢だろうと思っております。そういう意味では、先ほど課長から答弁をいただきました。さまざまな問題点があろうとは思いますが、新規事業をやるのにさまざまな問題点があるのは当たり前。それをクリアして、身近では中津、豊後高田市、これが現実的にはスタートしているわけでありまして。これに向かって具体的にどうやったらクリアできるのかというふうなことをしっかり勉強していただいて、私の質問は、いつも言わせてもらって、金はお金がかかっても、手間はかかるよ。それだけしっかり勉強もさせていただいておりますから、そういう意味では、またこれ、この程度でこの分は終わりますが、9月にもう一回やりますから、しっかり課長、勉強しておいてください。多少の金はお金がかかります。

次にいきます。次に介護保険制度というふうな形では出しましたが、これは、ことしの4月から実質スタートをするような形で改正がなされているわけでありまして、今回の介護保険の制度のいわゆる骨組みといいますか、私も余り得意な分野ではないのでありますが、

これを読みながら勉強しながら、若干地方と中央との差といえますか、こういったものを感じております。特に今回の法改正の、4月からスタートすると言われております項目を見ますと、医療と介護の連携の強化ということが言われております。もう1点が24時間地域巡回型訪問サービス、その2点が主な改正だろうと思います。これを大分市と中津市が去年からモデル事業を実施しております。この資料ももらって勉強もさせていただきました。ほかのいろんな、先ほどの、いろんな提案をさせていただきますが、そういう制度そのものの質にもよるのですが、他方、類団の自治体との勉強をさせていただいてためになる、参考になることが大半なのでありますが、この介護の問題だけはそれぞれやっぱり地域性の違い、それからいわゆる行政、それからサービスをするセンター、支援センターといえますか、そういったふうなものの体制の違い、介護を受ける側の千差万別の違い、こういったふうなことから言いますと、別府市もぜひ、ことしてもいいですから、ぜひこれはモデルケースをつくっていただいて、公募していただいて、サービスをするところを公募していただいて、具体的にやっぱり実際やってみないとわからないというふうなものもたくさんありますから、果たしてこの24時間の巡回サービスが別府市になじむのかどうかというふうなことも含めて、ぜひモデルケースをやっていただきたいというふうに思います。これは答弁してと言っていないものだから答弁は要りませんが、そういった意味ではぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

それで、今回の問題について当局はどういうふうに認識をしているのかということと、これを実施して得られるメリット・デメリットといえますか、そういったふうなものについての見解をいただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、市としての方針であります。これは国の基本方針でもございます。この定期巡回随時対応型サービスは、要介護状態となっても可能な限り居宅におきまして、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問しまして、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の支援を行い、心身の機能の維持回復を目指すものとされております。

次にメリットでございますが、このサービスが実現すれば、施設に入らなくても地域の中で自立した生活を支援することができると考えられております。第5期介護保険事業計画策定時に実施しました高齢者の実態調査結果を見ても、半数以上の52.4%の方が、介護状態となってもできるだけ自宅で暮らし続けたいという結果が出ておりますし、施設入所よりも居宅での支援のほうが介護報酬も安くなりまして、保険料の伸びを抑える効果も期待することができます。

一方、問題点につきましては、このサービスを始めるに当たり24時間体制のサービスでありますことから、勤務労働条件を考慮した訪問スタッフや、通報を受けるための専門的知識を持ったオペレーターの確保、また通信機器や端末機器などの設備投資、さらには訪問時に必要な車両の確保など、初期投資に多額の資金が必要となります。その他問題点といたしましても、訪問スタッフが事前に自宅のかぎをお預かりしまして、夜中に訪問することが可能かどうか、また事業運営的に採算効率が低いことから、事業者と行政が一体となって事業の推進のための啓発等に当たる必要がありますことから、十分に検討する必要があります。

また、もう1点。一番大きな問題点であります。このサービスを受けるために利用登録した高齢者は、他の訪問介護サービスを受けることができないことから、既存の訪問介護事業者の運営に大きな影響を与えるということも危惧されております。

このようなことから、各市町村とも実施したほうがよいか、慎重に検討している状況でありまして、別府市といたしましても、同様に慎重に見きわめる必要があるかと考えて

おります。

- 18番（堀本博行君） 特に今答弁をいただいた問題点の部分、そういった部分をしっかり検証していただきたいということと、中津市のこのモデルケースを見ますと、人数的にも、いわゆる介護を受ける側の人数的にも非常に数が少ないということで、さっき答弁をいただいた採算面、これがどうなのかなというふうな気もいたします。一説は、この事業をするためには、別府市で言えば中学校区を6つから7つぐらいを一括で抱えてやらなければ採算がとれないというふうにも言われております。そういった意味で別府市になじむのかなじまないのかというふうな観点からも、ぜひモデル事業としてまずやっていただきたいというふうに要望をさせていただきたいと思います。それで、この項目は終わります。

では、次に、小学校はちょっと飛ばさせていただいて、高齢者の支援ということで進めさせていただきたいと思いますが、これも御案内のとおり別府市老連の方々とのお話、以前からこの話をいただいておりますが、改めてお話をお聞きする中で、若干当初浜脇の旧浜脇小学校区の皆さん方が、もう七、八年前ですか、市老連を脱退されて、そのときも若干やり取りをさせていただいた経緯もあるわけでありまして、それ以後、やっぱり五月雨的とは言いませんが、徐々に人数の問題、体制の問題、そういったふうな問題から市老連を脱退していくというふうな現状があります。

そこで、まず最初にお聞きしたいと思いますが、市老連の単独老人クラブは、今、市内に幾つあるのか。その中で市老連に加入しているクラブは幾つか。これが1つ。それから、2つ目に、単独のクラブはそれぞれ負担金があると思いますが、県老連、市老連、それから中には交付というふうな形でありまして、この負担金の金額をそれぞれ教えていただきたいということ。3つ目、市から各クラブへの補助金は幾らか。これが3つ目。4つ目、各クラブの中で人数の一番多いクラブは何人か、一番少ないクラブは何人か。この4点をまずお答えください。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

平成23年度末現在で市内の老人クラブ数は112団体となっており、そのうち老人クラブ連合会の加入団体は88団体、率にしておよそ79%と把握しております。

次に、負担金の額でございますが、別府市老人クラブ連合会への負担金が1万6,500円、そして大分県老人クラブ連合会への負担金が4,000円で、合計2万500円の負担金を納入することとなっております。また、市老人クラブ連合会とは別に校区単位で老人クラブもございますので、その負担金を定めているところも多くございまして、この金額につきましては、校区ごとにさまざまではございますが、おおむね5,000円から1万円の範囲で定めているようでございます。

次に、別府市の補助金の金額でございますが、年額で3万2,000円を補助しております。

最後に最小・最大、会員数の最も多いクラブということでもあります。多いクラブは118名、最小のクラブは9名でございます。

- 18番（堀本博行君） 今、御答弁をいただきましたが、そういう実態の中である単独老人クラブの会長さんと話をさせていただきましたところ、先ほど、別府市の補助金が年間3万2,000円、それから自治会からそこは3万円もらっている。それと1人2,000円の年会費で、このクラブは60人いらっしゃるの12万円。そういった中で、ここは2カ月に1回誕生会というものをしてもらって、してもらったときに1人当たり1,000円から3,000円のお包みを出すというふうなことを言っておりました。単独の老人クラブの収入というのは、それが全部でございます、全体であります。その中で、さっきお話を聞きました県老連に対する拠出金といいますか、4,000円、市老連に1万6,500円。ここは校区のほうにも会費があるので5,500円を支払って、年間2万6,000円のお金が出ていく。概略計算すると、収入が大体20万ぐらいです、年間。その20万の中から2万6,000円を拠出して、

それでやっております。この校区は、9つの地区の老人クラブがあるのですが、9つのうちの5つが脱退をしております。4つでやっておりますという、こういうふうなことを言っております。

それで、先ほども言いました浜脇の場合は、今は全体として市老連から抜けております。そういうふうな状況の中から、例えば、簡単に言えば市老連に入っている人と、入っているクラブと入っていないクラブの差といいますか、そういったものは具体的に何かありますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） 差というのはございません。

○18番（堀本博行君） 差がないということは、簡単に言えば県老連、市老連に対する1万6,500円、それから県老連に対する4,000円、これを払わなくていいということなのです。差があるのではないのです。入っていないほうが楽なのです。ちゃんと3万2,000円の市からの補助金ももらえる、バス旅行もちゃんと行ける。そうやってお金ももらえてバス旅行も行ける。同じように市老連に入っているクラブも入っていないクラブも、全く同じように行政からの恩恵はしっかり受けられる。入っていないほうは、市に負担金を出さなくていい、県に出さなくていい。こういうむしろ差があるのではなくて、差はあるのです。入っていないほうが楽なのです、お金を払わん分。そういう大変財政事情の厳しい中でそれぞれ運営しておりますから、それは入らんほうがいいのではないかというふうなことになっておるのが現状なのです。これはしっかり、現状認識を改めて確認をする意味でお話をさせていただきました。

その中で、実は乙原の地域が、今回もうやめよう、もう老人クラブを解散しようというふうな話になったときに、この話を、以前この議場にいらっしゃった村田会長、村田長老に御相談に行ったら、私が1年間やるから、その間に後継を見つけて、廃止にすることはやめろというふうに言われて、今、1年間あの長老が引き受けたというお話も聞きました。もう議場から退職、退職といいますか、引退されてもう5年ぐらいになりますが、まだ頑張っていて、こういうふうな話を聞くと非常にうれしくもあるわけですが、そういうふうなことで脱退にしっかり歯どめをかけるというふうな意味からも、それぞれの会長さんなんかといろいろ話をさせていただいておりますが、例えば小さなところなんかの場合は、小さなクラブの場合は、つくって維持をするだけで会長が要る、副会長が要る、役員が要る。役員のなり手が無いというのも1つ大きな理由のようにあるわけでありまして。うちなんかもそうですが、自治会長が兼任をしてやっているという、こういうふうなところもありますが、これに対する防止対策といいますか、そういったふうなものをどういうふうにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

老人クラブ連合会の加入クラブ数の減少に伴う対応についてであります。先日、市老連と市が行いました意見交換会の中でもこのことが取り上げられ、重要な課題であると認識しております。今後、市老連との意見交換会を定期的に持ち、元気で魅力のある老人クラブ連合会づくりを目指し協議を進めてまいりたいと考えております。

○18番（堀本博行君） しっかり協議をしてもらいたいと思いますが、これに市長にこれから今後出ていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

御要請をいただきました、市長もその会に出よということでございますが、私は市長就任以来、もう120回を超えております「市長と語る会」で、いかなる団体であろうと、いろんなところから御要望があれば出かけていって皆さん方の声を聞いて、それを市政運営の糧にしてきたというのが現実でございます。先ほどの連合会役員の方々の意見交換会の様子、担当課からしっかり報告をいただきました。その中で、今御指摘のありましたよ

うに、地区の老人クラブが連合会から脱退する動きがあるということもしっかりお話を聞きましたし、そのために老人クラブ連合会の財政運営状況が非常に厳しい状況であるということも報告をいただきました。財政基盤の確立、さらには老人会の皆さんの健康づくりとか、先ほどの介護保険事業の対策、さらには孤立対策、そういったこともしっかり報告を受けました。今回御指摘の老人クラブ連合会との意見交換会、私も待ち望んでいたことでありますし、ぜひ喜んで出席をさせていただきたい。そして、会員の皆様の生の声を聞いて市政運営に生かしていきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○18番（堀本博行君）ありがとうございました。あと、先ほど言った補助金のあり方です。いろいろこれからしっかり本当、考えて練り上げていっていただきたいと思いますが、単純に考えても、3万2,000円もらって1万6,000円お返しするというふうなことも、いかななものかなというふうなこともあるわけであります。そういったふうなことも含めて、特にまた小さなクラブ、そういうふうなものについても自治会単位というふうなことでありますので、先ほど答弁をいただきました9名という、こういった中で運営をしているというふうなことは大変な苦勞であろうというふうに思っておりますし、例えば、これは合併というふうなことがなじむかどうかわかりませんが、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

また、お話をする中で、市長以下執行部との意見交換会も含めて実施をしていただけるというふうに御答弁をいただきましたが、議会も超党派で意見交換会をやりましょうというふうな私は提案もさせていただいております。そういった意味でもぜひバックアップをしながら応援をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点、高齢者の方々について。これも以前から話題になっております高齢者の方々の交通手段の確保の問題であります。これもいわゆる買い物難民等々という言葉もこの議場で飛び交うようになってまいりましたけれども、例えば病院へ行く。特に高齢者の方々が病院へ行くときには、もうほとんどの皆さんがタクシーで遠いところは行かれる。バスで行く方というのはなかなかいらっしゃらないというふうに言っておりました。病院まで歩いていける高齢者というのは、やっぱり元気な高齢者なのですね。うちのおふくろなんか歩いて病院まで行って、歩いて帰ってきますが、現実歩けない、一応ワンコインバスなんというふうなことも考えてはみたのですが、現実的に大分市の状況を調べてみますと、このワンコインバスが非常に、大きな声では言えないという、この議場で言ってもしょうがないのですが、実質的にはバスに乗る方々が恩恵を受けているというだけの話という、こういうふうな状況の中でさらに負担が膨らんで、今年度は2億6,000万円でしたか、単費で拠出をするというような状況になっているようであります。

こういった中で、交通手段の確保についてもぜひ本格的に検討していただきたいと思ひます。その中で、特に高齢者の方々のいわゆる高齢者関連予算といひますか、こういった中で以前にも入浴優待券を365日を180日、半分にして御理解をいただいている。それから高齢者の祝い金、毎年出していた祝い金を75、80、85、90、こういうふうな段階に切り分けたというふうなだけでもかなりの予算の捻出ができておりますし、これからも含めて、ぜひ総枠の予算の見直しといひますか、それをぜひやっていただければなというふうに思っております。例えば、このお話をする中で、先ほど申しましたバス旅行、高齢者の方々のバス旅行の予算の問題が出ました。毎年500万ほど予算計上されておるようですが、この500万の、では根拠というのは何かと聞くと、いやいや、それは半分慣例ですというふうな答えも返ってくるようでありますし、そのことが、これを減らせとか云々とかいうふうな問題ではなくて、このバス旅行のあり方、これも検討する余地があるのではないかと思ひますし、もう1点、これはちょっと角度が違ひますが、自治会が主催をさ

れる敬老祝賀会、これについても特に私のほう、南部のほうにくると、公民館でやるところもありますが、公民館が大体温泉の2階というふうに相場が決まっているところもあるのですが、この2階の階段を上がれないから行けませんというふうな高齢者もたくさんいます。こういうふうな、最近の後片づけ云々で、ホテルなんかを使ってやるところもあるようではありますが、大半が例えば公民館とか、そういったことをやったときに、やっぱり参加するのは元気で歌って踊れる高齢者、元気な高齢者が来て参加する。やっぱり歩けない、参加できない、こういう高齢者はなかなか参加できないというふうな面もありますので、そういったものを全部含めて一つ一つの項目を検討していただいて、しっかりいわゆるこのお金の捻出をしていただいてこの高齢者の交通手段の確保、例えばふれあいタクシー、ワンコインバスというふうなことでゆめタウン云々というふうなこともありました。現実的になかなか予算面でも厳しいようでもありますし、高齢者の利用、活性化、高齢者の動きを活発にするといううたい文句はいいのですけれども、現実的にはそうならないというふうなこともありますので、ぜひ交通手段の確保の部分でも、この面でも予算の捻出をしていただいて具体的に進めていただきたいというふうに思っておりますが、この点はいかがでしょう。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

議員が言われるとおり、検討、見直しが必要な時期ではないかと考えております。折しも現在、別府市では行政評価や補助金の見直し等をさらに進める方向で議論が進められておりまして、これに基づき、今後廃止や縮小を行うべき事業、そして新設する事業等について、関係各課や関係団体等を含め協議する中で、例えば今言われました交通手段の確保など、必要と判断された事業については、さらなる調査研究を進めていきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） やみくもに削るというふうなことではないので、間違いのないようお願いしたいと思います。あくまでもこれは高齢者の交通手段の確保という、この観点からやっていただければ御理解もいただけるというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、次にまいります。小学校の統合の件で、いよいよ青小と西小の統合が具体的に進み始めております。いろいろ問題もクリアをさせていただいて、青山校区、すっきりと今しておりますが、この最近の状況、どの辺まで進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

これまでPTA、自治会等、地元関係の方々と協議を重ねてまいりました。3月5日の西地区、翌日6日の青山地区での意見交換会におきまして、今回の学校統合につきましては、おおむね関係の皆様方の御理解をいただいたところでございます。また、3月定例教育委員会におきまして、今回の学校統合の枠組みについて議決をいただいたところでございます。

○18番（堀本博行君） そういった中で、特にうちの校区の自治会の会長さんなんかと話をしますと、統合して、今の校舎ではなかなか厳しいだろうというふうなことで、特に市有地の上田の湯の九日天温泉という温泉があります。その裏側の雑木林、雑木林というか、あそこは市有地ですね。あそこをどういうふうに活用するのかというふうなことも話題になっておりまして、自治会としてもそういう要望をしているように言っておりました。そういった意味でも、ぜひあの市有地をしっかり活用していただいて、それと同時に周辺の通学路、特に前の医師会館ですか、あの前の通りなんかいうのは、非常に昔から通学路として整備をしてもらいたいというふうな要望も以前からいただいております。そういった意味でもぜひしっかりと、その辺について整備を含めてやっていただきたいというふう

に思いますし、それから、特にその後、西小学校の跡地が中学校というふうな形になります。これまた中学校でどういうふうな形になるのか、例えばグラウンドの広さはあれでいいのかというふうな問題もありますし、そういったものも含めてぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

統合小学校は、これから数十年にわたり青山、西地区の学校教育の拠点となる重要な施設であります。教育委員会では、この統合小学校設置に当たりバリアフリーや太陽エネルギー等を活用した人にやさしい、地球にやさしいエコスクール、地域の人々が安心して避難できる避難所機能を備えた学校、あるいは学校・家庭・地域の連携拠点となる学校をコンセプトとして学校づくりを進めていきたい、このように考えております。

統合後につきましては、御指摘いただきましたように、通学路の安全対策はもちろんのこと、児童数もふえますので、現在の教室数では十分ではありません。現在は、その配置等について検討しているところであります。また、統合中学校につきましても、さまざまな問題について十分検討した上で進めていきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） これからさまざまな形で、いろいろなものが見えてくるようになると思います。特に青山校区、それから西校区の皆さん方の御意見をしっかり聞いていただいて進めていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、この項を終わりたいと思います。

次に、婚活支援について質問をさせていただきたいと思います。

各自治体それから団体が、全国的に街コン等々で、今こういうふうな地域の活性化、こういったものを目指して、また人口の増加、こういったものを目指して今盛んに若者の交流というふうな意味合いを含めて活発に全国的に展開がされているのは、御案内のとおりでございます。私も何回かこの問題について質問をさせていただきましたけれども、なかなか前に進まない現状があるのは、皆さん御案内のとおりでございますが、この婚活の、具体的に申しますと、日出町なんかは町長が、行政が主導しながら、「町出会い応援事業」というふうな形で12年度の予算もしっかり予算づけもしていただいて、町婚活推進事業協議会、こういったものも立ち上げて、各事業所に出会いの乏しい男女をサポートしてもらおう婚活応援隊、こういった方々も委嘱をして、周知徹底を図りながら今進めて、今年度はもう実質スタートしておりますが、パーティーを4回、それから講座、そういったふうなものを含めてそれぞれ4回実施をする方向性で今進めております。また、豊後高田のほうは、これも御存じのとおりだと思いますが、日出はそういう推進事業に対して114万9,000円の予算を計上しております。また、豊後高田市が豊後高田市縁結び世話人協議会というのを立ち上げて具体的にもう進めております。ここは人口3万人を目指すというふうなしっかりした目標を掲げて定住人口の推進をしておるわけでありまして。

そして、この委嘱状というのを、これはちょっとコピーなのですけれども、こういう「縁結びお世話人認定書」、こういうふうな、余り見えないと思いますけれども、こういう認定書を発行して、「縁結びお世話人認定書 明石光子殿」。この明石光子さんというのは、うちの同僚の女性議員なのですけれども、議員にも全部配っているわけです。市議会議員にも、あなた方、しっかりやってくださいというふうな形で認定書を渡して、「あなたは、婚活推進事業にかかる縁結びお世話人として認定します。今後も引き続き人口3万人を目指した取り組みに御協力をいただき、地域において独身者の結婚をお世話していただくことを期待しています。平成24年2月24日 豊後高田市長・永松博文」。こういうふうな形で委嘱状も発行しております。

先般、去年は佐賀県の例を挙げさせていただいて、お結び課の方々に報酬を払って推進をしているというふうなお話もさせていただきました。それで、この豊後高田市は、縁結

び援助金というふうな形で、縁結びのお世話をした方々に、これは第三親等以上とか何とか言っていました、こういう方々が縁を結び結婚したら10万円の激励金、その世話人がもらいますという、お金が欲しくてやっている人はいないと思いますが、そういうふうなことも出しておりますし、それで、新婚さんは2年以上豊後高田市に定住をするという約束がとれば、結婚した時点で協議会の名前で10万円のお祝い金を出しますよというふうなことであります。

こういうふうな形で進めさせていただいておりますし、実は先般、婚活パーティーを、別府市でも別府東ロータリークラブ主催でありました。私も、「来ないか」と言われたので行きました。行って、いろんな形で勉強といいますか、若い方々のいろんなやり取り、ホテルサンバリーでありましたけれども、見させていただきました。これ、私は副市長のどなたか、それか部長か一緒に行きましょうと言ったら、皆さん忙しくて、湊課長が「私が行きます」と手を挙げてくれて、一緒に行ってみました、課長、その感想をお聞かせください。

○自治振興課長（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

5月18日に東ロータリークラブ主催で開催をされました婚活パーティーに、18番議員さんからお誘いを受けましたので参加をしてきました。男25名、女性の方が25名、計50名の参加で開催をされたパーティーでございます。終始にぎやかに行われておりました。参加者の中には積極的にお話をする方、またじっと黙ったままの方もおりましたけれども、大変盛り上がったような感じを受けました。

私自身、参加された方に話を聞いたわけではございませんけれども、参加者から、自己PRが足りなかった、もっともっと自分を前に出したい、友だちをつくっていきたい等の声があったと新聞報道にありましたので、日々仕事に追われている方たちにとっては、こういった異性との出会い、異性と会話をする機会が少ないのかなという実感も受けました。

ちなみに、そのパーティーでは5組のカップルが誕生しました。

○議長（松川峰生君） 自治振興課長、今議会より、議員の名前を番号から名字制になりましたので、執行部の皆さん、ぜひ御協力をお願いします。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。25名、25名の50人で、2時間程度でありましたが、意外と積極的にお話をされる若い人の姿を見て、少し安心をさせていただきましたが、さっき言いました25組中5組のカップルができたというふうに言っておりますが、その後の追跡調査というのはあえてやりませんというふうに言っておりました。

今、婚活それから街コン、さまざまな形でやられております。このやられる中でいろんな主催に対する、いわゆるいろんなものが出てきておりますし、ネットなんかで調べれば、ざあっと出てくるような状況であります。そういった中で、なぜ行政にかかわってほしいかというふうな1つの理由は、こういうふうなものに対して1つはお金がかかるということなのです。お金がかかって、いつまでもボランティアでできるようなものでもありません。この東ロータリークラブも御存じのとおりだと思います。皆さん仕事を持って別府市内で経済界で頑張っている方々がほとんどです。そういった中にボランティアで一回やってみようというふうな形で立ち上がっていただいております。そういうふうな団体に、1つはそういう行政がバックアップをするということで、この婚活そのものに安心感を与えられるというふうなことも以前申し上げました。先ほども申し上げましたが、こういったものについては個人でやるべき、個人の問題だといって切り捨てるのか、それにかかわっていくのかというふうなことは、これは市政そのものの姿勢にかかわってくると私も思っております。そういった意味では、この問題についての市長の見解をまずお聞きしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

突然の御指名でございますが、婚活支援については、私自身も大変関心を持っておりまして、先ほど出されました豊後高田市の事例、永松市長ともこの件については何度もお話し合いをしてまいりました。行政がどのような形でかわられるか。街コンのようにまちの活性化にどうつながるのか、人口の増大についてどうつながっていくのか。こういったことを含めば、何とか行政のかかわり方もあるのではないかな、こういう思いを持っていますので、婚活支援がどういう形でできるか、このことを具体的に指示をしていきたい、このように思っております。

- 18番（堀本博行君） ありがとうございます。ぜひ推進に向けて、特に街コンの場合はいわゆるまちの活性化というふうな観点からも、若い男女が市内をそぞろ歩く、この姿がやっぱり別府市内で見られるというふうなことは、活性化の一番の目玉ですから、ぜひ実現に向けて行政、市長が先頭に立ってぜひ進めていただきたいとお願いをしたいと思います。

では、次にまいります。朝見川の堆積土砂の問題をやらせていただきたいと思いますが、これは昨年の9月の議会で私が、とりわけ台風、それからゲリラ豪雨という中で、朝見川の河口付近の水面がかなり高くなっているというふうな状況の中で、地域の皆さん方から御心配いただいて、体積の土砂を少しどけたらどうかというふうなお話をいただいて、当局とやり取りをさせていただきました。

昨年の9月議会が終了した10月に県の土木事務所に、市長名で要望をさせていただきました。早速、本来、あの当時行ったときには、今年度、平成24年度4月以降、早い段階で予算組みをしてというふうなことであったのでありますが、実際にはもう前倒しで予算が、余ったのかどうかわかりませんが、3月の時点で前倒しで工事をやっていただきました。その工事をやった後に、私もずっと浜脇の限界を歩いておると、顔なじみから、「堀本さん、ちょっと、ちょっと」と。工事が1週間で終わりましたね。「ちょっとちょっと」と言う。「何ですか」、「堀本さん、あの工事はあれで終わりがいい」、「一応もう終わりました」と言ったら、「何を言っておるのか」、こういうふうに言われまして、もともとあそこに住んでいる方々、いわゆる昔から住んでいる方々、昭和43年に台風があっていわゆる決壊をして、浜町、それから永石、浜脇、ずっと浸水をした経緯があります。それを受けて護岸工事が進みまして、昭和45年当時の形というのが、今、朝見川の河口付近は市営住宅の高層ビルがありますよね、その下あたり、中島橋の河口、あの河口あたりはいわゆる段があって、中に大体1メートルから1メートル50センチの深さがあった。そこが、今完全に土砂に埋まっている、こういう状況なのです。「こういう状況を、堀本さん、あなたは知っておるか」、こういうふう言われまして、「そんなことがあるのですか」というふうなことで、いろんな形で調べたのですが、なかなか出てきません。

私も別府市立図書館に、今、館長が中尾さんですので、中尾さんに電話して、「こんな資料はないか」というふうなところで聞きましたところ、いろいろ調べてもらったのだけれども、やっぱりないのです。「堀本さん、大分の公文書館に行きなさい。あそこは書類が全部ある」というふう言われて、早速公文書館に行って、それで昭和45年当時の図面を見せてもらいました。確かにあったのです、1メートル50センチの深さで。あったのですが、これはあるわ。これを持って土木事務所なんかに、課長なんかに話をさせていただいたのですが、そういうふうな経緯もあって、ぜひもう一回あそこを、地域の皆さん方は納得していないのでというふうなことでこの問題を出させていただいたのですけれども、その後、どういうふうな市としての考えをお持ちでしょうか。

- 道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

議員さん御質問の朝見川河口口の河川形状について、管理者であります別府土木事務所へ調査に行ってきましたので、その御報告をいたします。

この朝見川は、昭和43年9月の台風16号により甚大な被害を受け、その後、災害復興工事により改修されたものであります。改修当時は、国道10号より上流に船だまりがあり、船の航行を確保するために、先ほどおっしゃられました川底を掘り下げていたと聞いております。その後、船だまりを埋め立てて以降、現在の形状とは変わっておりません。

地元の方々の、河口に土砂が堆積していることへの不安につきましては、平成19年に朝見川の工事ハザードマップを作成する際、河川の断面検討としておおむね100年に1回程度起こり得る大雨を想定して計算されております。また、河川天端には、計画水位以上の余裕高を確保するため、「パラペット」と呼ばれる特殊堤防も設置されており、十分に耐え得る断面であることを確認いたしました。したがって、河口付近の土砂の堆積を撤去しなくても河川断面に支障はなく、氾濫する心配はありませんと回答をいただいております。

- 18番（堀本博行君） 氾濫する心配はございませんというふうな形で、県の土木事務所は言い切っておりますが、これまでいろんな形で災害、特に「3.11」の津波なんかでもそうではありますが、すべてが想定外という、こういうふうな概念で「3.11」以降しておりますし、確かに私はあの図面を見せていただいて、課長とかいろんな図面、私は図面を見せられてもわかりませんから、図面を見てもわからないので、いろいろ教えていただいたのでありますが、確かにこの深さが1メートル50センチぐらいあったという、当初あそこのいわゆる深みのところを、地域の長老の方に教えていただいたのですが、あの工事は、潜水服を着て工事をおったという記憶があって、あそこには1メートル50センチの深みがあったのだというふうなことで、その深みが今全部土砂で埋まっているのですよ。その埋まった工事の中で、今、課長から答弁があったように、川幅も広がって、船だまりも撤去して川幅が広がってというふうな形でこれまで調査をしていただいたという、今のところはその答弁を了としていきたいと思いますが、これからも注意深くこの界限については見守っていきたいというふうに思っております。

時間もなくなってきましたが、特に空き家条例のことについても、これも先般から御指摘をさせていただいております。この問題についても、きちりとした条例をつくり上げて地域の皆さん方、いわゆる地域の方々の不安の解消というふうにしていただきたいと思っておりますし、特にいろんな形で要請をして、草の撤去とか改修とか、危ないところの改修。こういうところは、要するにこの答弁書というか、何回か答弁をいただいておりますが、そういった中でなかなか対応してくれない方々もたくさんいらっしゃいます。そういう方々については、ほかの自治体でも今進めているのが、寄附してくださいと。何もしないのなら寄附してくださいというふうにして、市に寄附していただいて、そこを整備して空き地にしたり、ちょっとした子どもの遊び場にしたりとか、こういうふうな空き家の対策もさまざまな形で今講じられているように報道もありますし、そういったことも含めてぜひまた条例化、これについてはしっかりと検討していただけるというふうなことでありますので、私もさらに勉強させていただきながら進めさせていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 1番（森 大輔君） きょうは、傍聴席の方に、次の世代を担う新しい職員の方々も来られているようです。
- 議長（松川峰生君） 森議員も一緒にあります。しっかり頑張ってください。
- 1番（森 大輔君） ありがとうございます。新人議員として一生懸命……（傍聴席、拍手する者あり）
- 議長（松川峰生君） 傍聴席は静粛に。
- 1番（森 大輔君） 質問の通告に従って、今回は2つのテーマについて質問をさせていただきます。

初めに、地方における消費者行政の強化について質問をさせていただきます。

2009年に、消費者の観点から国民生活の安心・安全を守る統一した消費者行政機関として、消費者庁が設置されました。当時の福田首相は、この消費者庁を設置するに当たり、「国民生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場からつくられた法律、制度、政治、そして行政を国民本位のものに改めなくてはならない」と明言されました。その後、消費者庁が定めた消費者基本計画に従って、地方行政については、消費者が安心・安全な生活を営むことを支える行政として、消費者行政の充実、そして強化を積極的に図ることが、以前よりも強く求められるようになりました。

現在、国が定めた消費者安全法に従って、大分県では消費生活センターをアイネスのほうに設置されております。現在、大分県が市町村に対し消費者行政の強化や体制等について、どのような働きかけをしておられるか、まずお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

大分県における消費生活相談体制の充実・整備といたしまして、市町村の消費生活相談員の設置状況及びアイネスにおける消費生活相談件数などを踏まえ、課題事項といたしまして、消費者の声が最も身近な市町村にしっかりと受けとめられているか、専門的知識・経験を有する相談員が配置されているか、相談窓口は周知されているか、相談の掘り起こしがなされているか、あらゆる相談がアイネスに集中していないかの5点を掲げて、目指す姿といたしまして、すべての市に消費生活センターを設置、市町村における消費者行政を主たる業務とする職員の配置及び市町村における消費者基本条例や基本計画の策定の3点を提示しております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御答弁のように、現在、県では、市町村において消費生活センターの設置を推進しておられます。消費者安全法によれば、都道府県レベルでは「消費生活センターを設置しなければならない」のに対し、市町村レベルでは「センターの設置に努めなければならない」となっております。しかし、近年の報道等で紹介されるオレオレ詐欺のように、社会的弱い立場の高齢者を対象としたトラブルや、また、サクラサイトなどのインターネット詐欺など、消費問題は深刻化そして複雑化しています。消費トラブルに対応するためには、専門的な知識と経験を持つ専門相談員が、市民の身近な市役所に随時いる消費生活センター課、もしくはそれに準ずる相談体制の充実が求められております。県内では、大分市に続き豊後大野市、宇佐市、そして豊後高田市の4カ所が消費生活センターの設置を実施しておられます。ほかに、県では消費生活相談窓口事業の強化対策として、市町村に対し地方消費者行政活性化基金として約3億円の財政措置をされております。また、一定以上水準の知識と能力を有する専門相談員が、県内では20数名しかいない現状を受け、相談員の人材育成を図るために消費生活相談員養成研修と、また資格獲得支援講座を実施され、専門相談員の資格を目指す方々に経済的な支援もしておられます。

現在、別府市が実施されています消費生活相談窓口、そして、県が推進しております消費生活センターの違いについて、まずお聞かせいただきたいと思いますが、消費生活センターを設置するに当たり必要な要件があれば、まずお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

消費生活センターの要件といたしましては、まず、専門的な知識と経験を有する者を配置し、電子情報処理組織、その他設備の設置、そして週4日以上窓口の開所でございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。センター設置の要件として、週4日以上の消費生活専門相談員、もしくはそれに準じる知識・経験を有する者の配置が必要であるということです。

では、別府市における消費生活窓口の開設状況についてお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

別府市における消費者相談員につきましては、常時職員で対応しておりますが、相談員が一定水準以上の知識と能力を持ち合わせる必要がありますので、週2回、火曜日と木曜日に、午後であります。NP〇法人大分県消費者問題ネットワークに委託いたしまして相談員を派遣していただき、相談に応じております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。現在、別府市のほうでは、相談窓口において相談員1名の週2日、火曜日、木曜日、午後1時半から4時半までの1日3時間体制で行われていると伺いました。別府市では、すでに電子情報処理組織は設置済みとのことなので、商工課で行われております相談窓口が消費生活センターと違うのは、センター設置の要件の1つであります週4日の専門員の配置が満たされていないことが要因であるということですか。

市の相談窓口で対応された消費者の相談内容と、また相談件数について教えていただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

別府市での相談件数ですが、23年度276件、それから、アイネスで別府市の関係で受け付けているのが596件、合わせて872件受け付けております。

消費者相談の内容ですが、比較的多いものは、放送コンテンツ等の分類でアダルトサイトや出会い系サイト及び有料サイトの閲覧の相談となっております。また、消費者行政活性化基金を活用いたしまして、多重債務の無料相談会を月2回、大分県弁護士会に委託しまして、専門の弁護士を派遣していただいております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。相談窓口にお越しになる方は、20代から70代まで幅広い年齢層でございます。特に社会的弱者になりやすい70歳以上の方が一番多く見受けられます。相談内容の多い順といたしましては、1位に多重債務、2位にネットの違法請求、3位に賃貸アパートとなっている資料もございました。

アイネスが発表しております参考資料によりますと、平成23年度において別府市から寄せられた消費生活問題、そして苦情件数も含めると全部で約900件となっております。そして、契約、購入などで被害を受けられた方の合計金額は約6億円となっております。本市は、件数、被害金額とも大分市に続き県内では2番目に多い結果でございます。その中で、市の消費生活相談窓口で受け付けされた件数は約280件で、全体の3割でございます。本市の相談受け付け負担率は、県内の市町村の中でも13番目に低い結果でございます。

別府市から寄せられた約900件の相談のうち3割は市の窓口で対応され、残り7割については、約600件でございますが、アイネスのほうで受け付けられているとのこと。この600件の消費生活相談について、アイネスが受け付けられているこの600件は、どのような理由で県の消費生活センターにつながられたのか、御説明いただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

アイネスにて相談を受けたケースについてですが、別府市で相談員が受けた事例をアイネスにお願いしたケースはございませんので、相談員が不在時にどうしても待てない場合や、プライバシーの面で直接アイネスに相談したものと思われれます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。アイネスのほうで対応された約600件の中には、市の相談員が不在の際に対応できない件数が含まれていると御答弁にありました。現状の相談員1名の週2日、1日3時間の配置体制が十分ではないといえるのではないのでしょうか。県の「おおいた消費者ホットプラン」によりますと、平成27年度までに消費生活相談や苦情の受け付け件数の6割を市町村が負担するという目標値が掲げられております。原則として消費者である市民の大切な財産を市が守らなければならない責務がある

以上、消費生活問題を抱える市民の声にできる限りこたえていく必要がございます。被害の未然防止や拡大防止、早期の救済のために、身近な自治体において迅速な対応ができる消費者行政の体制が求められております。

現在の状況を踏まえて、市民が利用しやすい消費生活相談窓口にしていくために、例えば専門員の不在改善への対応など、相談窓口の強化を実施されていく必要があると考えますが、今後の方針についてお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

相談窓口の開所日数などをふやさないといけないということになりますので、関係各課と協議をしてみたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。本市は、大分市に続き相談件数も多く、また被害金額も約6億円にも上る状況でございます。週2日の1日3時間体制では、十分に市民の声にこたえているとは言いがたい実態もでございます。市の行政としてまず相談者から話を一旦聞き取った上で、対応困難な事例を県につなげるという取り組みができる体制づくりが今後必要ではないかと私は考えます。

県内のほかの市町村の例として、消費生活センターを設置されました豊後大野市、宇佐市、そして豊後高田市を視察してまいりました。3市とも相談件数や被害金額の規模は、別府ほど多くはございません。しかし、近年の複雑化する相談業務への対応として、暮らしに直接かかわる消費問題を抱えた住民の相談にこたえる体制を整備し、安心して市民生活を営むことができるようにと、住民サービスの一環として消費生活センターを設置された担当から伺いました。センターとしては、相談にお越しになる住民のプライバシー保護の環境整備として、市庁舎内の空き室を活用しておられました。

別府市では、現在、商工課の窓口で相談を受け付けているため、相談者のプライバシーが守られているとは言いがたい現状がありますので、ぜひ今後は個人のプライバシーが保護される環境整備で考慮していただきたいと考えます。

大分県は、また、今まで消費者行政の推進事業として約3億円の消費者行政活性化基金を実施されてきました。平成23年度の基金の利用状況を拝見いたしますと、別府市が消費者行政に関して利用した額は、弁護士相談会の費用と諸経費を合わせ約80万円のみです。これは、県内では18市町村中5番目に低い利用率です。この基金は、消費者行政の強化につながる多くの事業に対し支援されております。例えば、消費生活センターを新規に設置する際の設備費用経費や、消費生活窓口の開設時間延長による人件費の拡充の補助などです。先に紹介いたしました豊後大野市、宇佐市そして豊後高田市も、この基金を活用して消費生活センターを設置しておられました。また、この基金は、市民の方々に対し消費問題の予備知識を備える啓発活動にも支援されております。

例えば、この基金を活用して啓発活動をされている市として、豊後高田市がございました。ポスターや、そしてチラシ、カレンダーなどを用いた啓発活動はよくございますが、豊後高田市は少し違いました。それは、住民の多くの方が所属しております自治会、町内会において、市報や連絡事項を伝える際に使われる回覧板ですが、その回覧板を独自につくられ、イラスト等を用いながら、わかりやすく消費問題について気をつけるように宣伝されておりました。これが、一応現物になります。豊後高田市のほうから、お借りしてまいりました。非常にわかりやすく消費問題のことについて、市民の方々に対し啓発をしておられます。表面には豊後高田市の消費生活センターの直通の連絡先も明記しておられます。

ちなみに大分市では、相談員の動員の経費などに、基金から299万円が活用しておられました。せっかくの消費生活センター設置経費、また啓発活動経費、専門員の増員に充てる人件費を助成する県の基金があるにもかかわらず、この基金をなぜもう少し有効に消費者行政の強化に活用されてこなかったのか、その理由をお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

消費者行政活性化基金の補助の要件につきましては、新たな事業や現行の事業に対しまして、大幅増に対する補助になっておりますので、センター設置や相談員の増員の予定がなかったため、現在活用しておりませんでした。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。残念ながらこの基金は、今年度末で終了の予定のようです。しかし、基金終了後は、地方の消費者行政への影響が懸念されているために、来年度以降も基金の財源措置の拡充を国に求めているようです。もし引き続きこの補助金体制が続くようでしたら、ぜひ今年度、もしくは来年度以降から消費者行政の活性化のために、この基金の有効な活用をしていただきたいと思います。と要望いたします。

また、県では、市町村の消費者行政において、相談業務を担う専門相談員の資格を持つ方が大変少なく、20数名と人材が明らかに不足しておりますので、消費問題の専門的な研修を実施し、相談業務に従事される人材を育成する独自の消費生活相談資格チャレンジ支援事業を実施される予定のようです。例えば竹田市では、5月に久住町で暮らしのサポートセンターがオープンされましたが、そこで消費問題の相談業務にかかわる4名の方が、このチャレンジ支援事業に参加されるようです。

別府市も、この県の事業と協力されながら、消費生活相談専門員の養成に取り組まれてはいかがでしょうか。また、今後の消費生活相談体制として、窓口時間の延長、また相談者のプライバシーにも配慮した環境整備など、現行の専門員1名、週2日の1日3時間体制の強化を要望いたしますが、お考えをお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） 県が今やっております有資格者の人材育成につきましては、消費生活相談員のチャレンジ支援事業として、県への応募となりますが、市からの募集は行っておりませんが、県と一緒に協力ができるように協議していきたくと思っています。そしてまた、現行週2日の相談日を3日にふやすことによる相談機会の充実、またハード面として相談者のプライバシー保護環境の整備及び消費生活センター設置も視野に入れながら、関係各課と協議してまいりたいと考えております。また、別府速見杵築国東地区ライフサポートセンター内に消費者被害110番別府事務所がございますので、当センターとの連携による相談体制づくりなどもひとつの方法として検討してまいりたいと思っております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。現状の窓口体制から週3日体制にするなど、消費者行政の改善に取り組んでいただきたいと思います。と思っております。

また、御答弁にありましたように、大分県労働者福祉協議会が2008年度から開設されたライフサポートセンターでは、週3日、独自で消費者相談事業をしておられます。ここで相談される方の中には、個人的な事情を市役所内で相談しづらい方もお越しになるようです。市の相談窓口とライフサポートセンターとの連携を見直されて、より受け皿の広い住民サービスを目指していただきたいと思います。と私は考えます。

最後に、市長に伺います。公約でもありました女性の社会参画を推進する男女共同参画センターが設置されました。同様に、市民の財産を守るために消費生活センターの設置に向けても努めていただきたいと思います。とありますが、御見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ただいまの森議員の消費者の立場に立った調査研究をされての質問、本当にありがとうございました。今、あなたの質問の提案、内容について、ここにメモをさせていただきました。まさに消費者といえば市民ですが、その市民の利益・財産を守って、安全で安心できる消費者の暮らしを保障するということについては、本当に私も同感でございまして、消費者の皆さんの最も身近な窓口であるこの消費者相談窓口、これをしっかり整備することは、同じ思いでございます。今お話のあったように、個人のプライバシーを守る

中でどういった整備ができるのか、また、センター設置に向けてどういった条件整備をしなければならないのか。このことについても前向きに整備に向けてしっかり努力をしたい、このように考えております。

- 1番（森 大輔君） ありがとうございます。市に消費生活センターを設置することにより、市民の皆様の暮らしに直接かかわる消費問題の身近な相談窓口として、住民サービスの向上も図れると考えております。消費者行政の積極的な取り組みをしていただけることに期待いたしまして、地方における消費者行政についての質問を終わります。

次に、質問の通告に従いまして、次は市民クラブとして別府市におけるペットの埋葬、そして火葬について質問をいたします。

さきの3月市議会で墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正がございました。墓地や埋葬については、日常生活には必要不可欠なものでございますから、今年度から県から権限が移譲されたとお聞きしております。実質身近な行政が許認可の権限を持つこととなりますが、そうなる特新しく墓地をつくるなど、いろいろと苦情や反対などの住民意見が出やすいと考えます。条例の運営に当たっては難しい局面も想定される権限だと思っておりますので、条例の趣旨に沿った丁寧な対応をお願いするところでございます。

さて、今回は人間の問題ではなく、ペットについての状況をお聞きいたします。

現在、ペットの火葬場建築に関して国の法規制がないために、近隣住民が生活環境権を侵害される事例が全国で発生しています。ペットブームでペットの霊園施設、または焼却施設等の設置のニーズが高いにもかかわらず、国の法整備がおくれているため、法の網をくぐった生活環境権無視の影響が行われているケースがあるとお聞きしております。このような現状の中で各自治体では、住民の安全と、そして健康を保持するために、ペット条例なるものをつくって住民の生活権を守っています。

最近、別府市においても犬や猫などのペットの葬祭施設の設置について地域住民から反対意見があったとお聞きしております。ペットの霊園施設や、または焼却施設の設置については、近隣住民の反対意見が出やすい事例だと思っておりますが、まず、現状で別府市内にペットの葬祭施設の設置例があるか、お聞かせいただけますか。

- 環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

現状におきましては、別府市内にペット用の埋葬地及び焼却場はございません。

- 1番（森 大輔君） ありがとうございます。現状では市内にはペット専用の埋葬地、または焼却施設はないとのことなので、火葬等をお願いされる場合、市外の専門業者をお願いされるしかないとお聞きしております。

では、これまでペットの焼却施設やペット霊園施設の設置について、市民からの苦情や、または関係業者からの問い合わせがあったかどうか、お聞かせいただけますか。

- 環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

昨年、ペット霊園、焼却炉を設置したいとの計画を、設置予定地の近隣住民及び当課に説明に来られた事例がございました。この件につきましては、当課にも近隣住民から反対の旨の意見が寄せられていたところでありましたが、計画者及び土地所有者より、近隣住民の皆様からの反対の御意見や御要望が強いことから、計画を見合わせるとの回答を受けた以降、現在までこの件にかかわる動きはございません。この事例のほかにもペット霊園の設置につきまして、過去に当課及び関係課で4件の打診を受けたことがございますが、設置に至った事例はございません。

- 1番（森 大輔君） ありがとうございます。もしペット霊園や埋葬地もしくは焼却施設など、ルールも制限もなく設置ができるとなると、どこにおいても近隣住民、地域の方々から反対意見が起こるのは当然であると考えますが、これからペットの埋葬地や焼却施設の設置について法律ではどのようなになっているのか、お聞かせいただけますか。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

ペットの埋葬地や焼却場にかかわる制限や許認可等について、現在、法律で定めているものはございません。なお、直近の動物愛護管理法の政省令等の一部改正に当たり、検討委員会の中で動物の死体火葬・埋葬業者を動物取扱業に新たな業種として追加し、登録の義務づけ等の法的な規制措置を行うか否かの検討もされたようでございますが、動物愛護法第2条を基本原則に、「動物が命あるものであることにかんがみ」という明記がされていることで、動物愛護精神という意味でこの法律の目的にそぐわないという理由が1つ。それから、人と動物の共通感染症の問題、それから、現在ペット固定型や移動型、これは車での移動でございますが、そういう形だとか委託型という、この3つの種類がございまして、この実態把握ができていないという、この3点が主な理由で今回の改正には至っておりません。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。私が調べたところによりますと、ペットの火葬炉は、廃棄物処理法の適用外で、ほかの法規則も及ばないものとされており、法的な制限を受けない焼却炉は、ペットの火葬炉のみという資料がございました。国の法整備のおくれは大変深刻なものでございます。法的に制限や許認可をする制度がないということは、もし乱開発をする悪質な業者が来られた場合に、地域住民の生活環境権を侵害する行為が行われる可能性が高いということです。近年は少子化や高齢化の状況下でひとり暮らしの方がペットと触れ合い、家族同様に愛情を注いでいる方が大変多くなっているとお聞きしております。同時に、これをチャンスとしてペットの埋葬、そして火葬の商売を始める業者も出てきつつあると伺います。

実際に三重県の鳥羽市では、2004年に突然ペット霊園、もしくはペットの火葬施設なるものができました。近隣の住宅からわずか数メートルの場所に、住民への説明すらなく、動物の焼却が始まったそうです。住民は、悪臭・異臭に悩み困惑し、不安に陥られ、快適な生活環境を奪われる事態へと至ったケースがあると伺います。また、固定した施設は、住民の理解を得るのが難しいためなのか、先ほど答弁の中にもございましたが、トラックに乗せた可動式の焼却施設もあるとお聞きしております。

動物といえど、死を扱う施設を設置するとなると、不快感を感じる市民の方々もいらっしゃると思います。ペットの死を扱う葬祭施設の設置に関する法律がないために、ペット霊園施設や、もしくは焼却施設を条例化によって規制を設けている自治体も少なくないようです。

全国のペット条例を調べてみましたら、例えば千葉市では、平成20年にペット霊園の設置の許可等に関する条例が実施されていまして。また、新潟県の柏崎市のペット条例では、隣接する土地所有者と地元、または町内会の同意を得なければ建設できない。また、和歌山県の橋本市では、ペット霊園は住宅地から100メートル以上、焼却炉に至っては200メートル以上離れていること、そして市長の許可が必要であるというような文言もうたっておられます。

本市も、ペットの霊園施設、もしくは焼却施設の設置についてのルールづくり、または条例化を含めて検討されてみてはどうかと思いますが、御見解をお聞かせいただけますか。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをいたします。

1番議員さんは、いろいろ調査をいただきまして、本当にありがとうございます。ペット霊園、特に火葬場を含めたペット霊園について条例化をしたらどうかという御質問でございます。この問題、今ちょっと答弁時間もあるようですから、少し背景、それから全国的な動き、また大分県の動向等を踏まえて答弁をさせていただきたいと思っております。

どれくらい現在犬や猫が飼われているか、これはなかなかデータはないのですが、ペットフード協会というところが、2年前に出しているデータが2,147万匹というのですか、

頭というのですか、これはすごい数なのですね。15歳未満のお子さんというのが、約1,700万人ですから、それから見るとやはりペットの数はどんどんふえているということですね。ペットの数がふえていますので、1番議員さんがおっしゃったようにペット霊園というのが、平成10年は全国で300カ所ぐらい、5年後の平成15年には590カ所、現在はもう1,000カ所を超えているというふうに言われております。特に2年前に環境省が、ペット葬儀社というのが全国にどれぐらいあるのかなということで調査をしているのですが、970社あるそうです。

大分県で見ますと、10社が今営業しています。そのうち2社が移動式、さっきおっしゃった移動式のものを持っています。その10社のうち4社が大分市にあるものですから、先般、大分市のほうに市役所と、それから保健所のほうにトラブルとか苦情はないかというふうにお尋ねしたのですけれども、なかったようです。ただ、議員さんがおっしゃるように、全国にはトラブルというのは多々あります。

今、大体24都道府県で70の自治体が、条例もしくは要綱を定めている。これも2年前の新聞報道でございますので、現在はもう少し多いのだろうと思います。御指摘のとおり、この別府市でも過去に起こっていますし、今後起こり得る事態だろうというふうに私も思っております。もう少し調査をさせていただきながら、また先進地の事例等を検討させていただきながら、ちょっと本格的に条例化、要綱がいいのか、何らかの法の規制というのですか、それに向けて検討に入らせていただきたいなと思っております。

貴重な御意見、大変ありがとうございました。

- 1番（森 大輔君） 大変前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。ペットの霊園施設、またはその整備等の条例の検討に当たっては、先進自治体を参考にされ、また住民との対話、協働の精神から、市民の方からの御意見も反映されながら、条例の制定に努めていただきたいと私は考えます。

動物愛好家の方々が、家族同様のペットが亡くなった後も、最愛の動物と向き合える環境を整えるためにも、ペット霊園もしくは焼却施設等の条例化をぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 10番（市原隆生君） よろしく願いいたします。通告の順番に従って進めていきたいと思っております。

最初に、通学路の安全確保についてということでありまして、これは、ことしの4月、京都の亀岡市を初めとしまして、子どもたちが巻き込まれるという交通事故が相次いで起こっております。また、この京都の件につきましては、危険運転が認められないということで、通常の交通事故というふうな扱いをされるようなことをお聞きしました。これは、車内の計器をさわって前方が不注意になっているときに事故が起こってしまったというようなことだというふうに思います。こういった事例につきましては、別府市の中でも本当に起こり得ることではないかというふうに変な心配をしております。というのは、道路がかなり狭い中、子どもが学校に通う時間帯というのは、当然通勤時間でもありますので、かなりのスピードで狭い道路、特に中央の線のない狭い道路をかなりのスピードで通勤されるというような時間が当然ダブっているわけでありまして、そういった中を子どもたちはどこも通学をしているというような状況だというふうに思います。

そこで、まず今年度、現在までに子どもにかかわる交通事故の件数はどのぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。

この4月から6月現在におきまして、道路事故では小学生8件、中学生2件の10件の報告がございました。内訳ですけれども、自転車事故4件、歩行事故6件であります。事

故の発生の時間としましては、登校中2件、下校後に4件、休日4件であります。事故の内容としましては、飛び出し等子どもの不注意による自動車・バイクとの接触事故が多い傾向がございます。けがの内容としましては、すり傷、打撲、骨折という報告であります。

○10番（市原隆生君） この亀岡の事故もそうでしたけれども、子どもたちに過失がない、ふざけているとかそういうことがなくても、やはり車からぶつかってくるというようなことがあるわけですけれども、一方でこの子どもたちを交通事故から守るために、今どのような取り組みをしているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） 5点にわたって、お答えをさせていただきます。

まず、生活指導の決まりの中の交通の決まりの指導項目に基づきまして、学校が指定した通学路を確認する、道路の歩行・横断の仕方、踏切の渡り方、道路標識の理解、雨・風・雪などの天候が悪い日の登下校のあり方。自転車につきましては、2人乗りの厳禁・減速・一旦停止等の乗り方、それから自転車走行範囲等を指導しております。また、保護者にも配布をいたしまして、交通ルール・マナーを絶対厳守するように、遵守するように、無事故に向けた注意喚起をしております。

それから、県の交通安全協会の別府支部が毎月発行しております「交通安全子どもニュース」を学級で指導しております。

次に、実技でございますが、4月から5月、新入園児と新入学児童を対象として移動交通安全教室、「とんとん止まれ」と名づけておりますが、県の交通安全協会の指導員の方、地区の交通指導員の方、自治振興課の職員の方と私どもの4者で市内全幼稚園、小学校において実施をしてきております。さらに、自転車につきましても、10月から11月に市内全小学校3年生を対象に交通安全教室を行っております。

最後に、各学校教職員、保護者、交通指導員、自治会の方々の御協力によりまして、登下校時の交通指導、見守り安全活動を行っておりますが、この4月から5月の2カ月間、各校の主要通学路を実際に実地踏査しての安全点検をいたしました。が、修繕箇所が市教委に38カ所という申請がございましたので、道路管理者、警察署等の関係機関それぞれに修繕や新設を依頼してきているところでございます。

○10番（市原隆生君） 要望について修繕した箇所もかなりの件数あるというふうに、今の答弁でありましたけれども、この亀岡の事故だけではありません。それまでも何件か全国で起こっておりますけれども、こういった事故を踏まえて全国で、またこの別府市におきましても、さまざまな地域、自治会の関係の方、また学校の関係者の方でも大変な心配をしております。それぞれの地域でそういう点検をしながら、また今まででもそういった危険だというふうに感じている部分で、何とか手立てをしてもらいたいというような要望も出ているかというふうに思っておりますけれども、そういった要望があっても、なかなか予算がなくてできないとか、これは行政だけでできない、県の警察の関係の方をお願いをしないといけないというようなことになったり、また県のほうにお願いに行くと、私も経験がありますけれども、白線を1本引いて、これは白線ではなくて横断歩道でありましたけれども、書きかえてもらう中でも、そのときに担当の方はこういうふうにおっしゃいました、2,000件要望が出ておりますので、順番を待ってください。いつまで待たらいいのかというふうな思いで帰ってきたわけでありまして、そういった要望を上げる中でもなかなかできない、予算がなくてできないというような声を聞いて落胆をして帰ってくる方もあったというふうにお聞きをしております。

こういった中で、私が今回、自治会の関係の方からもお話を聞く中で感じたことというのは、今、別府市内の道路につきまして、横断歩道が消えかかったり、また白線が消えかかったり、特に停止線なんか消えかかったりとか、「止まれ」という文字が消えかかったりというような部分も多々見るわけでありまして、そういったところについて地域か

ら要望、何とかそういう、見えるようにしてもらいたいという声上がるわけですけども、なかなかそれができ上がらないという状況の中で、その地域の方というのは、そういう線が消えかかっているものをなかなか手がつけられない行政について、大変な危うさというものを感しているわけでありませぬ。当然こういうことをやったら交通事故が100%防げるといふようなことはありませぬ。ただ、放置もできないわけです。そういったところに行政がしっかり危機感を感じて取り組みをやっている、ともどもにそういう事故が撲滅できるように頑張っていきたいといふような姿勢がどこで見えるのかといふようなことだといふふうに思っております。

そこで、さまざまな要望が出されてくる中で迅速にこたえていけるのかどうか。そういった部分にこの市の行政としての意気込みといひますか、ともどもにそういう事故を減らしていこう、子どもを守っていこうといふような姿勢が見られるといふことを大変期待しているのだといふふうに思っておりますし、そこがないとなかなか安心ができないといふようなところだといふふうに思っております。

今後、さまざまな地域また自治会、また学校関係からこういう要望といひのはどんどん出てくるといふふうに思っております。危険箇所の点検に取り組んでいるといふような声も聞いておりますし、そういった要望が出たときにぜひ教育委員会で、出したけれども、お金がなくてなかなかできないとか、そういったことではなくて、そういったところに速やかにやっぱりお金を使つて対応してもらいたいといふふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○副市長（友永哲男君） お答えをさせていただきます。

通学路につきましては、学校保険安全法の中でうたわれているのが現状でございます。そういう中におきまして、交通安全対策は通学路のみならず地域住民の安全は大切なことだといふことは、認識をいたしております。また、優先課題の1つだといふふうにもとらえております。

そういう中で今年の5月30日に文部科学省それから国交省、それから警察庁のほうから、「通学路の交通安全の確保について」といふ依頼文書がまいっております。また、通学路における緊急合同点検等の実施要領も配付されているのが現状でございます。教育委員会では、学校周辺の整備を充実いたしておりますが、市道は約650キロございます。そういう中におきまして、道路河川課におきまして、交通安全対策特別交付金といひのがございます。昨年度の予算ベースで2,900万程度でございます。そういうことでそれを活用いたしまして、自治会等の要望にこたえまして、カーブミラー、防護さく、交通安全等で毎年度改善を進めております。

今後、議員指摘のことがございますので、新たな改善の要望につきましては、予算化の協議を含めまして、幼児・児童・生徒、また市民の安全のためにも一層努力させていただきたいといふふうに思っております。

○10番（市原隆生君） この要望といひのは、本当にこれから上がってくるといふふうに思っております。本当に落胆しないようにしっかりと対応していただきたいといひことをお願いいたしまして、次の項目に移らせていただきます。いいでしょうか。

では、防災についてといひことで質問をさせていただきます。

避難場所といひことで上げさせていただきましたけれども、今回、防災マップを作成し、また配布をしていただいておりますけれども、この中で避難場所のあり方についても検討していただいて、このマップに載せていただいているといひふうに思うのですけれども、この避難場所、こういうところがありますよといひふうに表示していただいておりますけれども、この避難者に対する配布物資も含めまして、その避難場所についてはどのような準備がされているのかお尋ねをしたいと思ひます。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

避難の状況により配布物資も変わってまいります。風水害により事前に避難して1晩過ごすような時間的に余裕があるような場合であれば、個人で簡易的な食料、飲料水などを用意していただき、市のほうでは毛布等の配布をいたします。また、災害発生後による避難で1日以上過ごすような場合であれば、市のほうで水、毛布、アルファ化米等を配布することにいたしております。

市といたしましては、日ごろから非常持ち出し袋に各自に必要な物を入れていただき、避難する際に持ち出してほしいとお願いしております。

○10番（市原隆生君） その備蓄の物資でありますけれども、これは表示のある避難場所にそれぞれが確保されているというふうにはちょっと見えないのですけれども、備蓄物資、これはどこに保管をしてあるのでしょうか。お尋ねをします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

備蓄物資につきましては、現在、べっぴアリーナを主要備蓄場所として、ほかに南部出張所、亀川出張所、朝日消防出張所、西部地区公民館、南小学校、亀川小学校など市内17カ所に保管しております。

○10番（市原隆生君） 17カ所ということでありましたけれども、避難場所の数というのは、かなりの数があります。単純に考えてではありますけれども、この備蓄場所というのは、なるべく迅速に手配をしていただかないといけないというふうに思うのですけれども、なるべく細かく整備をしたほうがいいのではないかと。17カ所にまとめてあるということでありましたけれども、どうやって届けられるのかという心配もありますけれども、この点はいかがでしょうか。細かく配備をするというような計画はないのでしょうか。いかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

備蓄物資につきましては、できるだけ避難所に併設しておくのが望ましいと考えます。しかし、小・中学校を中心とした避難場所には、まだ一部の施設にしか備蓄倉庫は備えておりませんので、今後、関係課と協議して、備蓄物資の保管場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

○10番（市原隆生君） あと、この防災マップには、公共の施設が避難場所として指示されているわけでありまして、別府市内には別府大学も含めまして、さまざまな民間の施設もあります。大きな施設があります。「3.11」のビデオ、ビデオといいますか、映像を見られた中で、本当に津波が襲ってくるさまとか見ましたら、いのちを守るためには本当、待ったなしだというふうに感じました。これはどなたもそうだというふうに思いますけれども。そういった中で、そういったしっかりした建物といいますか、丈夫な施設が数多くあるわけでありまして、そういった民間の学校など、そういった活用についてはどのように考えているのでしょうか。こういう災害のときに本当に命を守る、こういう力を合わせて命を守るというようなことが第一だというふうに思うのですけれども、この点、民間の施設に対する働きかけ、どのようになっているのかお尋ねをします。

○議長（松川峰生君） 休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時01分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） 午前中、市原議員さんの、近隣の民間施設を避難所として活用できるかという御質問に対して、お答えいたします。

現在は施設の管理の面などを考慮して、公共施設のみ収容避難所として指定しておりますが、今後、自治会などから御要望等があれば、民間施設に依頼するなどして、施設の所

有者や管理者と協議してまいりたいと考えております。

- 10番（市原隆生君） 災害のときというのは待ったなしというふうに思っておりますし、そのような印象をどなたも去年のあの災害を見て感じておられるというふうに思っています。待ったなしですから、近くにあるものは利用できたらできたほうがいいというふうに思います。ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

次に、水の確保ということでお尋ねをしたいと思えます。いいでしょうか。

この災害マップから質問をしているわけですが、災害のマップの中で指定避難所に、水道、蛇口のマークのあるところが、こういう耐震の水槽が設備してあるというふうにお聞きしたのですけれども、この指定の避難場所、飲み水というのはどのように確保されるのか、お尋ねをしたいと思えます。

- 水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

水道局が把握している避難場所における緊急時の水槽は、飲料水兼用型耐震性貯水槽で、1基当たり100立法メートルを貯水できるものが市内に7基、別府公園、海門寺公園、松原公園、浜田公園、南石垣公園、鶴見小学校、実相寺多目的グラウンドに設置されております。具体的には1基当たり100立法メートルで1万人の避難者に対しまして、応急給水に必要な最小確保水量、1人1日当たり3リットルを3日間賄うことが可能でございます。

- 10番（市原隆生君） 先ほども言いましたけれども、その蛇口のマークがそういう耐震水槽を設置してあるということでありましたけれども、このマップを見るにつけ、北部地域には余りないのかなという印象を受けました。この非常時の飲み水、どのように供給していく計画をしているのか、また、今後の設備、施設の整備の計画についてはどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思えます。

- 水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

水道局といたしましては、日本水道協会という水道事業所の全国ネットワークがありますので、近隣または近隣の水道事業者の応援を仰ぎ、非常時に必要な水槽などの水道機材の収集に努め、被害地域が近隣または近県に及んでいない場合は、最短で1日間程度で必要な箇所に素早く設置したいと考えております。また、飲料水兼用型耐震性貯水槽以外の既設の水槽の活用方法についても、市長部局の関係各課と協議したいと考えております。

- 10番（市原隆生君） 関係各課と協議というのは、早急にさせていただきたいと思えます。これは待ったなしだというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、共助についてということをお尋ねしていきたいと思えます。

3月11日の経験をしまして、今日に至って地域の中でも隣近所仲よくしていくということが大事だというふうに、多くの方が感じておられるというふうに思っております。大体助かった方の9割以上の方が、自助・共助で大方助かっているということもお聞きしました。そういう自助・共助の大切さというのは、この1年を通して多くの方が感じておられるのではないかとこのように思っているのですけれども、こういう「3.11」を経験し、こういう経験をした中でありましても、例えば自治会に加入をしていただいて、そしてさまざまな地域活動に何らかのお手伝いをする。そういった中で、またそういう近所の仲のよさというのが築かれていくのではないかとこのように思うのですけれども、こういう経験をした中でありましても、ある自治会長さんから、実はこの3月、4月、年度の変り目のときに何人かの方から自治会をやめるというふうに何か言ってきた人がいるのだというような話を聞いたわけでありまして、今、こういう自治会に加入されている方の割合というのかなり厳しい数字になっているというふうに聞いたのですけれども、こういった地域が仲よくできるということも、自治会に入るということも1つの方法ではないかというふうに思うわけですが、行政からの後押しということが、仲のよい地域づくりに行政の後押しができないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○自治振興課長（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

自治会は、地域の住民により組織をされた団体であり、その加入については強制力はありませんが、本市では、市外からの転入者が市民課の窓口にて転入手続きをした際にお渡しをする書類と一緒に、自治会加入の御案内のチラシを渡して加入促進を図っております。

○10番（市原隆生君） そうですね、それはそうだというふうに思います。ただ、これもそういうふうに私もお聞きしました。こんなプリント1枚渡すだけ、それで、そういう説明もなしで、ただプリントをお渡ししているだけだというふうに聞きました。それはもうそこで終わってしまうわけでありまして、その後につきましては、例えば自治会に入られなかったとしたら、市報も恐らく届かないのではないかというふうに思いますし、いろんなお知らせが届かない。そして、例えばこういう防災についての何か説明会とかいろんな講習会がありますよということがあったとしても、自治会に入っておられない方というのは、そういう情報も行かなくて、そういう会合にも参加できないのではないか。いろんなこういう啓発活動にも参加できないのではないかなというふうに思うわけでありまして。

そういった中で、では何らかの形でこういう近隣の会合の中に入って行くということが大事ですよというお知らせをしていただく中で、例えばダイレクトに届く納税通知とか、市からダイレクトに届く郵便物の中でそういう呼びかけができないかというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

○自治振興課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

議員御指摘の点につきましては、今後、関係課と協議をしていきたいと思っております。貴重な御提案、ありがとうございました。

○10番（市原隆生君） もう少し御答弁をいただけるかと思ったのですが、これはやってください、本当に。これ、やらないと、なかなかそういうお知らせが本当にできないというふうに思いますし、いろんな、例えば防災にかかわる対策を立てたとしても、そういうのが伝わらない人がいっぱい出てくるのではないかという心配も地域でされておりますので、ぜひとも何らかの手だてができるように検討して実行していただきたいというふうに思います。よろしく願いをします。

続きまして、避難マニュアルについてお尋ねをしていきます。

これは、被災地の東北でもこのマニュアルについて、策定をしてあったところとなかったところというのでも何かあるようにお聞きをしました。あるところというのは、やはりとっさの行動ができたというふうにお聞きしておりますし、なかったところというのは、なかなかすぐに何をしたいのかわからないというような状況になったのではないかと、いうふうにも心配をされているところであります。さまざまな状況を想定してどのように行動するのか、あらかじめ決めておくという必要があるのではないかと、思うのですが、この避難マニュアルについて準備されているのでしょうか。いかがでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

毎年年度当初、145の自治会ごとに組織されております自主防災会より、避難訓練等の年間計画表を提出していただき、その計画表にそって地域ごとの避難訓練をしていただいております。昨年の東日本大震災以降、自主防災会の訓練も増加傾向にあり、住民の関心も高まっているものと思われます。今月行われる予定の各自主防災会が一堂に会する連合防災協議会の総会にも、自主防災会長に対して避難訓練実施のお願いをするとともに、今後、訓練想定も変えながら自主防災会ごとの避難マニュアルができるように指導して、市としてもできる限りの努力をしていきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 今答弁の中で、ふえる傾向にあるということでありましたけれども、これはふえる傾向にあるとかではなくて、すべての自主防災会でそういった避難訓練が一

緒にできるように働きかけといいますか、指導していただけたらというふうに思います。今までこの自主防災組織というのが、必ず年度が始まりましたら、このように組織をしましたというプリントができるのですけれども、ほとんどそこでとまっているのではないかとこのように思います。本当に「3.11」を受けて行動をやっぱり起こさないといけないというふうに思いますので、傾向にあるのを見ているというだけではなくて、ぜひやっていただきたい。そして、どのような計画になっているのかということも問うていただいて、ぜひともどこも実施できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、幼稚園・学校において。学校にいるとき、また登下校であったり学校にいないとき、あらゆる場所でどのように自分の命を守るか。この意識を持たせるということが重要だと思うのですけれども、その点、学校の関係については避難マニュアル、いかがでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

子どもたちの幼稚園・学校生活時間における避難マニュアルは、すべての幼稚園・学校で作成をしております。それに基づきまして、避難訓練を毎年実施してきております。

○10番（市原隆生君） その避難訓練というのは、学校にいるときのことだと思っておりますけれども、例えば登下校時どうするか、それから家に帰っているときどうするかというような内容は、中に含まれてあるのでしょうか。いかがですか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおりでございますし、各種別もございまして、学校におきましても、在学中にとどまらず、おのおの場所で活動しているということがございます。休み時間、給食時間、各行事の時間、つまり避難マニュアルは、従来型のものを見直す必要もございまして、これからは校内のどこにおきましても、いつにおいても正しい判断で自分の命は自分で守るという力をつけるように指導してまいりたいと思います。

それから、夕方や夜という家庭生活の時間帯、そして土・日の休日におきましても、安全対応が必要ですので、関係各課と連携協議をしまして、家庭への啓発等を積極的に行ってまいりたいと思っております。

○10番（市原隆生君） 家庭への啓発。啓発ではないのですよ。これは子どもに対する指導というふうに思います。

きょう、合同新聞見られましたでしょうか。1面に、これは学校の防災ということで出ておりましたけれども、この中の最初の写真で「津波てんでんこ」という言葉が出ております。これは、私も東北の災害対策、防災教育に携わった人から、その方の話をされている内容を聞いたのですけれども、これは、津波が来たら、「てんでんこ」というのは、「ばらばら」という意味だそうですね、「ばらばらになって逃げろ」という意味だそうですね。これは、家族についてもそうだし、学校においても、とにかく自分が自分の命を守るために、決めたあの場所に逃げろという意味なのだそうですね。そして家族においては、この東北地方というのは、何回も今まで大きな津波に見舞われているということでこういう言葉ができたのだというふうにお聞きしました。家族においてもてんでんこで、ばらばらになって逃げろ。そういった中で、だれか生き残って家を継いでくれればいいという思いもあるのだけれども、もう一方で、この家族全員が、自分の命を守るために全員逃げろから、ほかの家族の心配をしないで、自分だけ心配をして逃げろという意味もある。ある意味ではきずなが絶たれているような言葉であるようにも聞こえるけれども、そういった家族のきずなが、深いきずながあってこそばらばらで逃げて、ある場所ではみんなが落ち合えるというようなことも教えている内容なのだというふうにお聞きしました。こういったことを、どこにあってもこの避難場所に全員逃げろ。何があっても自分一人で、自分が自分の命を守るために逃げろという教えなのだというふうにお聞きしたのです。そういう自分で自

分の命を守ることが大事ではないかなというふうに思いますし、家族でそういう話し合いをしてもらうのは大事ですけれども、まず子どもが、自分が自分の命を守る。そして、家族も自分のことを信じて必ず逃げてくれるということも含めて、この指導といいいますか、防災対策というのを行っていただきたいというふうに思いますし、そういった内容での避難マニュアルを策定して徹底していただきたいというふうに思っております。その点いかがでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今御提案いただいたとおりだと私も思っております。先ほど言いましたように、学校では、地震が起こった、火災が家庭科室、事務室で起こった、グラウンドに出るといった、「従来型」と先ほど申しましたように、お決まりの避難というところが本当に多かったかなと反省もしております。今後、さらに見直して策定をし直したいと思っております。

○10番（市原隆生君） 子どもの命を守るということは、別府市のやっぱり将来を守ることにつながるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、由布山登山口の整備についてお尋ねをしたいと思います。

これは、ある御婦人からおしかりの電話をいただきまして、自分の友だちが県外から来て由布山に登った。トイレを利用しようとしたけれども、ちょっと入れなかったということであったそうであります。「あんた知っているのかい」ということでお電話をいただきまして、私も早速行ってまいりました。本当に思いましたけれども、気持ちよく使える施設ではないなというふうに思いました。

まず入りまして、大変なアンモニア臭といいますか、目が痛くなるぐらいでありました。男子トイレのあいている窓から看板が見えたわけでありましてけれども、そこには、「国立公園の中につき、野草などを引き抜いて帰らないようにしてください」というような看板があったのです。ここは国立公園なのだと改めて気づかされたわけでありましてけれども、国立公園の中でこれか。本当に何か悪い冗談だなというふうにも受け取ったわけでありまして。

このトイレの維持管理、どのようになっているのか、まずお尋ねします。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

環境省、大分県、湯布院町、別府市、その他関係団体で構成する由布・鶴見岳自然休養林保護管理協議会を発足させまして、現在も大分県、由布市、別府市の負担金によりまして、駐車場及びトイレの清掃、登山道の整備や案内標識の設置などの事業を行っております。トイレの清掃につきましては、月に12回以上、くみ取りにつきましては年三、四回行っておる状況であります。

○10番（市原隆生君） くみ取りが三、四回で、月に12回ということでありましてけれども、要は気持ちよく使えるトイレかどうかということですね。これは、この質問を上げて課長にも何回も申し上げましたけれども、平成12年、15年とこの議場でも前に議員さんが指摘をしておりました。そのときの答弁といいますか、「関係団体と協議をし、改善できる方向で進めてまいります」というふうな答弁がございました。この10年、最後は15年に多分質問をされたと思うのですけれども、この10年間、協議をすると言っておりましたけれども、何をどう協議して、どう進めているのかをお尋ねしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えいたします。

その後につきましては、協議会にてトイレの新設について提案をしております。その中で、やはり費用面に関して各団体の負担割合を懸念する声が大きくございました。また、建てかえにつきましては、市独自での予算要求を行った経緯がありますけれども、単費で行うには厳しい財政状況の中でありまして、実現には至っていないという状況であります。

そのような状況の中でこれまでは一般的な改修のみの維持管理ということで行っているのが現状であります。

- 10番（市原隆生君） 要は、国立公園の中で観光客の方が来て、気持ちよく使える施設であるのかどうかということだと思っております。お金をかけてという建てかえということも今、課長は言われていましたけれども、建てかえができるのかどうか。いろんな御意見もこのやりとりの中でお聞きしましたけれども、建てかえができるのかどうかというような心配もありますけれども、要は気持ちよく使えるかどうかだと思っております。例えばくみ取りであっても、今までこの議場でのやりとりの中で水洗トイレをというようなお話も何かあったように思いますけれども、その中でなかなか難しいという答弁もあったようにあります、以前に。その水洗トイレにするかしないか、また水洗で水を引くとか下水を流すとかということも何か言われておりましたけれども、あそこから下水を引いていくというのは大変難しいだろうなというふうに思いますし、今はもう合併浄化槽が、いいのができていますから、そういったものでも対応できるのではないかと。そこから水を流したとしても全く汚水にならない。その水を飲む人さえいるというふうにお聞きしましたので、そういった大変すぐれた浄化槽を入れてもいいのではないかとというような思いもいたしました。いろんなことも考えたのですけれども、要は、先般も別府の湯けむりが国のお墨つきをいただいて、大変名誉のある指定をいただくような運びであるというふうにお聞きしました。何年前の地獄の二、三の施設が国の名所指定を受けた。古墳についても国の指定をというようなことで、「国の国の」というようなことを言われておりますけれども、国立公園は昔から、私も改めてあそこに行ってから気づかされたわけでありましてけれども、阿蘇くじゅう国立公園になるのですかね。国立公園、国のというふうに言って今盛り上がっている中で、昔からのこの国立公園の中であの施設というのがあり得るのかどうかということ、これを問うていただきたいと思っております。そこはいかがですか。あの施設で、国立公園の中のあの施設でいいのでしょうか。あのアンモニアがすごく立ち込めて、女性のトイレはかぎはかかるみたいでありますけれども、安心して使えるという施設ではないというふうには私思うのですけれども、いかがですか。

- 農林水産課長（安部恵喜君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、確かに使う方から見れば一部やっぱり不快な部分もあろうかと思っております。根本的な解決ということになりますと、やはり建てかえということになるかと思っております。現在考えられる方法といたしましては、水洗式トイレの合併浄化槽であります。流末処理をする、解決をするという必要性があります。現地は国立公園内で設置条件も厳しく、道路管理者の同意、また管を布設する場合は土地所有者の同意、また最終流末処理の管理者の同意が必要ということになるかと思っております。また、これに加えて電気施設も現在ではありません。設置するには、多額の費用が伴うということが考えられます。

しかし、多くの皆様から要望がある現実を踏まえまして、今後はどういう方法ならそれがクリアできるのか、また費用面では補助金の活用も視野に入れまして、どのような補助金が活用できるのかということ調査いたしたいと思っております。さらには環境省、大分県、湯布院、別府市のその他関係機関で構成します協議会にも再度提言し、問題解決に向けて十分協議していきたいというふうに思っております。

- 10番（市原隆生君） あそこにレジャー施設をつくれと言っているのではないのです。今あるトイレを、今の利用者の方に対して快適に使ってもらえるようにしてもらいたいということなのです。いろんなところの許可が必要だというふうに言われておりましたけれども、トイレの利便性、快適なトイレにするということで、だれか反対をするような人がいるのかなという疑問が大変します。どなたも、レジャー施設をつくるわけではないのです

から、それを反対される人というのではないのではないかというふうに…。お金の問題というものはあるかもしれませんが、ただ、10年間ほったらかしにしてきたということも重く受けとめていただいて、これは早急に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、進捗状況については、また次の機会にもお聞きをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、では、中学生の職場体験についてお尋ねをしていきたいと思います。

この中学生の職場体験なのですけれども、毎年行われているということであります。学習目的について、まずお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

中学生の職場体験の実施の目的は、働くことの喜びや厳しさを実感したり、人との出会いや触れ合いを大切にするすることで、現在の自分の生き方・あり方を見詰め直し、将来社会に出た時の自分の姿を描くなどして、自分の将来についてそれまで以上に真剣に考えることになることとございます。いわば望ましい職業観や勤労観の形成、肯定的自己理解の獲得などを目的としております。また、地域の多くの事業所の方々から御協力をいただくことで別府の人々への感謝の気持ち、郷土別府を愛する気持ちを強くさせることも目的の1つとございます。

○10番（市原隆生君） そこで、この職場体験が、将来の進路を決める、将来を考えるきっかけとなっているという例は、これは追跡調査ということもいかないでしょうけれども、学校に残っている資料の中で感想等からわかる範囲でいいのですけれども、いかがですか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

中学校のときの職場体験で幼稚園を経験した生徒が、進学先として高校普通科、大学は教育学部の初等教育科とか幼児教育科を選択した例があります。また、病院を経験した生徒が、高校で看護学科を選択した例などもあります。

ただ、この職場体験学習は、まだ中学生という発達段階における体験学習であることから、将来の職業選択、あるいは今の時点においてなりたい職業を定めるといったことは、必ずしも結びつけておりません。しかし、仕事をすることの意義を感じたり、いずれ自分が出ていく大人の社会を知ったり、自分が地域や保護者の方々から支えられていることに気づいたりすることにより、自分の将来を真剣に考え始めるという点で効果がある学習になっております。

○10番（市原隆生君） そうですね。今お聞きする中で、この事業につきましては6年が経過しているということでありましたけれども、この職場体験の授業自体が行事の消化になってしまっただけでは意味がなくなるわけでありましてけれども、この点について今後の学校の取り組みをどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

この学習を実施して、議員御指摘のとおり6年が経過しておりますが、生徒にとっては初めての学習ですので、学校では過去の実績に基づきながら、その都度その都度効果的に実施するための工夫を加えております。例えば1年生の段階からこの職場体験学習に関連させて職場見学——学習ではなくて見学ですね、体験ではなく——や職業調べ、あるいは外部講師による生き方についての講話などの学習をさせています。そして、2年生になると、実際の職場体験学習の前に外部から講師を招いて、社会人としてのマナーのあり方や心構えなどについて具体的な指導を受けさせた上で参加させるようにしています。また、体験学習が終わった後には、校内発表会を設けるなどして、自分はこの学習で何を学んだのか、そして自分の将来にどうつなげていきたいのかなどについてまとめる学習もしております。このように自分の将来について意識を高めた上で、高校などの進路の決定をするなどの学習とつなぎ、3年間の計画的・系統的な学習となるように位置づけています。

○10番（市原隆生君）先ほど言われておりましたけれども、本当に中学2年生の子どもが対象でこれをしているわけでありまして。そういう職場体験の職場の派遣先について、やはり1つの目的を持って選ぶ子と、やはりそうではない、漠然と選んでいる子、また友だちが選んでそこにしているからという形で選んでいる子もあるというふうに聞いています。そういった子どもについても、この職場体験の意義をきちっと伝えながら、本当に今、課長が答弁されたように、進路につながることを、また仕事に対する意識というのがきちっと持てるような内容の職場体験に今後ともしていただきたいというふうに思っています。この点よろしく願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、ごみ収集ということでお尋ねをしております。

これは民間委託が進められていく中で、ある地域の方から、今までしてもらっていたことが何かなくなっているというような意見もお聞きしております。また、時間についてもまちまちで、昼過ぎてずっと来ているかなと思ったら、午前中のちょっと早い時間に来たりとか、午前中に来ているところが遅くなったりというような地域もあったようにお聞きしました。この点について、民間委託を進めていっている中でサービス低下になっているのではないかなというふうな見方をしている方もあるようにあるのですけれども、その点いかがでしょうか。

○環境課参事（松本恵介君）お答えいたします。

直営で収集している地区も民間委託の地区も、原則年間を通しまして、収集コースは変えることがございませんので、毎回の収集する時間帯はほぼ同じになると考えております。しかしながら、日によって収集量の多い少ないがございますので、それにより多少の収集時間のずれが生じたり、また極端にごみの排出量が多い場合などは、午前中の収集予定が午後に戻ることもございますので、この点に関しましては御了承いただくようお願いいたします。

○10番（市原隆生君）あと、もう1点。カラスなんかがよく散らかしていくわけでありましてけれども、そういったものも前は片づけていってくれていたのだがなというふうな意見もありました。最近はそのがなくて、通った後は散らかっている分はそのままだというふうなこともおっしゃるところがありましたけれども、その点はいかがですか。

○環境課参事（松本恵介君）お答えいたします。

飛散しているごみの処理の件でございますが、飛散しているごみ及び積み込み作業中に際に飛散したごみについては、同時に収集を行い、収集場所の清潔を保つことと委託業務の仕様書にも明記しており、随時指導を行っている状況でございますが、この件につきましては、委託業者に対し再度徹底するよう指導を行ってまいりたいと考えております。

○10番（市原隆生君）よろしく願いいたします。

次に、では、簡易ライターということでお尋ねをします。

使わなくなったライター、従来の百円ライターと申しますか、使い捨てのライターでありますけれども、これ、ガスを全部抜いて捨ててください、これはもう至極当たり前のことでありますけれども、ずっと昔からこのライター、何年も、何十年もと申しますか、使われてきたと思います。そういった中で、例えば家の中でどこかたんすの陰に入り込んで出てきたライターというのは、中にガスが入っていても、何というのですか、スイッチと言うのではなくて、ボタンをぽっと押してもなかなかガスが抜けなかったりというのものにはあるようであります。さびついたのかどうか、ちょっと専門的なことはわかりませんが、そういった中で、ガスが抜けないというような声も聞いたことがあります。この簡易ライター、どのように処理をしたらいいのかということで、ちょっとこの質問をいただいた経緯があるのですけれども、その点、どのようにしたらいいのですか。

○環境課参事（松本恵介君）お答えいたします。

使い捨てライターの回収方法といたしましては、議員さんがおっしゃったみたいに、基本はガスを使い切り、不燃ごみとして排出していただくようお願いいたしております。しかしながら、家庭に眠っている従来型の使い捨てライター、ガスが残っている状態で多数排出されますと、車両火災の原因ともなり非常に危険ですので、使い切れていないライターが多数ある場合は、収集職員に直接手渡していただくか、市役所本庁環境課、リサイクル情報センター、もしくは清掃事務所への持ち込みをお願いしている状況でございます。

- 10番（市原隆生君） 今回の回収の方法につきましては、知らない人も多いのではないかと思いますが、広く知ってもらえるようにしてもらえたらと思います。これは別府市ではこういった事件は起こっていませんけれども、最近の全国のニュースの中で、子どもがこのライターで遊んでいて爆発し火災になったというような事例が、何件かことしになってあったように記憶しております。一步間違えると大きな事故につながりかねないのでありますので、ぜひともこの回収の仕方、広く市民にわかるようにしていただいて未然に防いでいただきたい、こういう事故を未然に防いでいただきたいというふうに思います。この点をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

不育症についてお尋ねをします。

これは、毎回出させていただいておりますけれども、今、保険適用がされるようになりましたけれども、現在取り組んでいる広報・啓発の状況についてお尋ねをします。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

広報につきましては、別府市公式ホームページにて、大分県不妊専門相談センター等、不育症の相談窓口の紹介や県のホームページへのリンク等、情報提供を行っております。また、県が実施する出張相談が、8月に東部保健所で開催されますので、市報等でもお知らせする予定としております。

相談者への対応といたしましては、3月に厚生労働省が作成した不育症の相談対応マニュアルを関係機関等にも情報提供しながら、連携して相談支援を行っていきたいと思っております。

- 10番（市原隆生君） 多分、今の御答弁からもわかるのですが、まだ何人かの方が、この症状でというようなことも報告が上がっていないのではないかとというふうに思います。ただ、この不育症、ことしの初めに保険適用が決まりまして、いろんな全国の自治体ではさまざまな対応が進んでおります。1つは、これ、神奈川県のア野市、人口は16万2,000人のところでありますけれども、不育症患者に上限20万、治療費の半額を助成ということで20万円を上限にこの助成を始めたという例であるとか、あと、兵庫県の小野市、ここは人口が約5万人のところでありますけれども、年間10万円を上限にやはり助成をすることが、この4月から始まったというような例もあります。高槻市においては、ここは35万8,000人という人口がありますけれども、上限30万の助成を始めたということでありました。

これ、1番目の堀本議員の質問にもありました。人口が減っている中で婚活、これも重要な政策でありますし、また、せっかく結婚されて子どもを育てようか、育てたいなというふうに思ってもなかなかできないということで悩んでおられる方もあるわけでありまして。こういった人たちに対して不育症ということが認められたときに、こういう助成の制度を準備して備えている自治体もあるわけでありまして、今すぐやってくださいというわけにもいかないでしょうけれども、今後やはり検討課題としてぜひとも進めていただきたいと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

不育症の検査や治療の方法は、まだ研究段階でございます。公費助成につきましては、対象となる方がどの程度おられるのか、また、助成の対象とする検査や治療の範囲等課題

が多く、研究が必要であると感じております。今後の国レベルでの研究結果等最新の情報を踏まえ、国・県の動向を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） これは、先ほど紹介しました人口5万人の小野市でありますけれども、ここも何人の方がいるかわからない状況で、ただ、陰で悩んでいる方がいるのだらうということで議論を進め、この小野市、行政もオーケーをしてこの助成の制度が始まったというふうにお聞きしました。ぜひとも前向きに検討していただき、一日も早くこういった方の不安を解消できるように努力をしていただきたいことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○6番（穴井宏二君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、防災・減災ニューディールについて質問をしたいと思っております。

これは、3月議会でもちょっと取り上げさせていただきました。また改めて取り上げさせていただきます。

昨年の東日本大震災より防災・減災、これが大きくクローズアップをされてきております。また、昨年は大震災のみならず台風、また大雨による大きな被害が発生いたしました。残念なことに人命にかかわる災害もあったわけでございますけれども、一人としてそういう犠牲者を出してはいけない、そういうふうな思いで防災・減災対策、これが非常にこれから大事になってくる、こういうふうな思っているところでございます。

公明党は、このような背景のもとに防災・減災ニューディール政策というのを提言させていただいております。簡単に申しますと、1年で10兆円の投資をして10年で100兆円、そして、それで景気をよくしてデフレを脱却する。また、100万人の雇用を確保する。それによって生活を向上させ、安心・安全の社会を築いていく、こういうふうなことでございますけれども、そういう中で社会資本整備、そしてインフラの整備について、市民の安全を守る主な市内の橋梁の維持更新を進めていく。3月の議会で答弁がございましたけれども、今年度、具体的に実施予定の橋梁の補修はどこになるのか、また、その橋を選定した理由はどういう理由なのかお伺いしたいと思います。

○道路河川課参事（生野浩祥君） お答えいたします。

今年度予定をしております補修橋梁は、1級市道野口原実相寺公園道路の春木川にかかる石田橋であります。この橋を選定した理由といたしましては、災害時に対策本部となる市庁舎及び消防本部を結ぶこの道路は、別府市地域防災計画の中で緊急輸送路に指定されており、途中には災害時ヘリポート及び避難場所となる実相寺中央公園があります。これらを経由して主要道路、国道500号等を結ぶ防災上最も必要性の高い道路であります。この機能を確保するため、同路線内にかかる3橋梁のうち、損傷の著しい石田橋を今年度補修するものであります。

○6番（穴井宏二君） 今お聞きしましたら、石田橋ということでございました。新別府のところの橋でございますけれども、この石田橋を補修するということで、この橋の架設年度概要、また、今回具体的にどういうふうな補修工事をやるのか、それについて、ちょっと詳細を説明願いたいと思っております。

○道路河川課参事（生野浩祥君） お答えいたします。

石田橋は、昭和31年に架設された長さが36メートル、幅8.4メートルのコンクリート橋で、築後56年を経過しております。この路線は、バスや大型車の通行量が多いため、コンクリート桁のひび割れや鉄筋が露出している状況であります。

補修工事の内容といたしましては、コンクリート部分が剥落しないように被覆材で覆い、ひび割れ部分については樹脂注入などを行います。

また、大規模地震を想定した耐震化については、橋が落ちないように落橋防止施設や橋脚の鉄筋を追加して補強を行います。橋面については舗装を全面改修いたします。

最後に、工事施工時期といたしましては、河川管理者とも協議をし、出穂時期終了後の秋以降を予定しております。

- 6番(穴井宏二君) 詳細な説明がございました。高度成長期のときは非常に多くの全国的に橋がかけられたというデータがございますけれども、その中でも特にせわしかったというか、橋をかける一定のある10年間では、鉄筋の本数が基準よりも余り多くなくていいとか、また、この溶接にしてもある程度基準を緩めたとか、そういうふうな10年間があったようでございますので、しっかり点検をお願いしたいなと思っております。

今後の橋や、また道路のインフラ・老朽化対策、また防災・減災に対する基本的な整備方針、そしてまた昨年度の道路整備の実績、また今年度の整備予定、どうなっているのか答弁をお願いします。

- 道路河川課参事(生野浩祥君) お答えいたします。

今後の道路・橋梁の整備方針といたしましては、さきの東日本大震災を教訓といたしまして、大規模地震災害時に橋梁が落橋することなく安全に避難でき、かつ救援活動ができるよう、緊急輸送路の道路網と連結している橋梁のうち老朽化の激しいもの、また生活道路内にある橋梁のうち別府市橋梁長寿命化修繕計画の中で優先順位の高いものを順次整備していく予定でございます。

次に、避難路整備でございますが、大分県地震津波等被害防止対策緊急事業として、昨年度は6カ所整備を行いました。今年度も引き続き3カ所の整備を予定しております。

- 6番(穴井宏二君) 少ない予算の中、しっかりとスピードアップをお願いしたいと思えます。

それで、別府市が管理する橋梁、これは181あるというふうにお聞きしております。大変な数でございますが、やはり全国的なデータと同じように高度成長期につくられた橋が多いようでございますけれども、私も、今おっしゃっていただいた石田橋、実際に上と下から見させていただきました。上から見ますと、車で通るときはほとんど見えないのですが、上から歩くときはそうでもないのですが、下にくぐってみますと、やはり鉄筋がちょっと見えたりとか、ちょっと壊れていたりとかしておりました。

それからもう1つ、ちょっと上のほうの今井橋、竹の内のほうの今井橋をちょっと見させていただきまして、ちょっと古い橋でございますけれども、昭和38年と書いてありました。上のほうからは鉄筋がちょっと見えるぐらい、下側にくぐってみますと、こっこのほうがちょっとひどいなという感じがしまして、非常にコンクリートの崩落とか、鉄筋がかなり見るとか、橋のつなぎ目というか、そういうところもかなりひび割れがあったりとか、やはり年数が古いほうがひどいな、こういうふうな感じがいたしました。

それと、公明党の県本部としても先日、大分ですけれども、大分の弁天大橋に視察に行かせていただきまして、県の土木事務所の方と一緒に立ち会いをさせていただきました。このときに県の方がおっしゃるには、通常の維持補修でしたら1億ぐらいで終わりますけれども、この大きい橋に耐震化を入れて維持補修をすると8億から10億かかりますとおっしゃってございました。全然この金額が違ってくるわけでございますけれども、お金も相当かかりますけれども、しっかりこの防災・減災ニューディールを取り入れてやっていただきたい、このように思っております。

政権交代してもう3年ぐらいになりますけれども、そのときに「コンクリートから人へ」という、こういうふうなテーマの言葉がございましたが、もうそういう時代ではない、こういう大震災の後、やはり人のためのコンクリート、こういうふうな認識でやっていけない、こういうふうな思っているところでございますので、どうかよろしく願いしたいと思えます。

では、続きまして、これに関連いたしまして、防災・減災ニューディールの一環といた

しまして、災害が起こったときに的確な情報の伝達、これが非常に大事になってくると思っております。災害、大雨、洪水、また台風とか、こういうふうな場合にはなかなか正確な情報が聞こえてこない、そういう場合があります。

特に去年の和歌山県的那智勝浦町の例を取り上げますと、防災無線が放送されたようでございますけれども、家の中にいたので全然内容が聞こえなかった、そういうふうな声もあったようでございます。そういう意味で今回は防災ラジオについて改めて取り上げてみたいと思うのですけれども、先日、福岡県の直方市に直方コミュニティー無線の視察に行っていました。この無線システムは、MCA無線を利用する防災無線で、従来の行政防災無線に比べまして設置費用が約3分の1で済む、こういうふうなことで全国に広がってきているわけでございますけれども、直方市ではこのMCA無線を利用して屋外にあるスピーカーより住民に広報する同報系の周知を充実させるために、住民の家の中に設置する戸別受信機、いわゆる防災ラジオですね、これを自治会長のお宅に配備しているというようでございました。この戸別受信機が、大雨や強風のときに音が聞こえない場合も有効であるので、この戸別受信機、防災ラジオのシステム、いろいろ話を聞いてきたのですけれども、非常にこれはいいなと思ひまして、ぜひこのシステムを別府でも導入してもらいたいなと思っておりますけれども、これで3回目ぐらいの防災ラジオの質問でございますが、いかがでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

本市では、平成22年度に直方市と同じMCA無線を導入し運用を行っております。このMCA無線は、本来運輸業界や物流業界に広く利用されている業務用無線サービスで、1つの制御局から発する複数の周波数を多数のユーザーが共同で利用するものです。本市では、無線の通信先を消防本部、避難所、自衛隊、警察などの防災関連機関、九電、NTTなどの生活関連機関、車載無線機を搭載した公用車などとして、災害時の情報伝達手段として活用しております。しかし、市民への災害時の情報伝達手段としての活用には至っておりません。そこで、災害用情報伝達手段の構築を図るため、今年度中に屋外スピーカーによる一斉放送やコミュニティー放送を、コミュニティーFMを利用した伝達手段など、さまざまな手段を検討し、本市にとって最適な災害情報伝達手段の基本構想を策定することとしております。

穴井議員御提案の戸別受信機、いわゆる家庭内で災害時に自動で聞こえる防災ラジオにつきましても、基本構想を策定する中で検討していきたいと考えております。貴重な御意見をありがとうございました。

○6番（穴井宏二君） 前向きな取り組みを、本当にありがとうございます。今おっしゃいましたコミュニティーFMとなりますと、私も行ったことがございます島原市の方式のようになるのではないかなと思っておりますし、また直方市の方式もあるかと思ひます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、このニューディールに関連いたしまして、別府市の公共施設についてもちょっとお尋ねをしたいと思います。

この別府市が保有する公共施設につきましては、老朽化が進んでいると思ひますけれども、この公共施設の20年、30年、40年、50年を経過する施設の数と比率、そしてまた2つ目、今後、公共施設の老朽化に伴って維持管理、また更新需要の増加が懸念されると思ひますけれども、これについて市はどのように対応していくのか答弁をお願ひしたいと思います。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

現在、建物台帳に817の施設が登録されておりますが、20年経過の施設につきましては132施設、比率といたしましては16.2%となっております。同様に30年は252施設、

30.8%、40年は142施設、17.4%、50年は80施設、9.8%となっております。

また、今後の維持管理、また更新需要の増加の分ですが、これにつきましては、公共施設につきましては、公共また公益的な考え方を踏まえつつ、中・長期的かつ経営的な視点から公共施設のあり方を見直す必要があると考えております。本年度は、見直しの基礎データとなります施設白書を作成するため、現在事務を進めているところでございます。

- 6番（穴井宏二君） この公共施設白書を今、作成するため進めているということでございますけれども、非常に大事な部分になると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。ある自治体によっては、もうできているということもあるようでございますので、早急にお願ひしたいと思ひます。

では、続きまして、もう1つの防災・減災ニューディールの学校の部分に入りたいと思ひます。

去年の東日本大震災で学校の本体の、また体育館の本体の耐震化はある程度進んだわけでございますけれども、天井材また照明器具、窓ガラスなどの非構造部材と言われるところの耐震化のおくれが目立っているようでございます。これは全国的に遅れているようでございますけれども、この非構造部材の耐震化、なかなか今まで目につかなかったというか、そういう部分がございます、去年の大震災では多くの学校で天井とか、また照明、また壁が落下して大けがをしたりする場合もあった、また、避難場所として使用できないケースもあった、そういうふうなことがあったようでございます。これでは、防災拠点のやはり意味をなさないばかりか、また地震発生の時間によっては子どもたちにも大惨事が起きる、そういうことも考えられます。これについて国の動向を踏まえて、今後はどのような方針で臨んでいくのか答弁をお願ひしたいと思ひます。

- 教育総務課参事（狩野俊之君） お答えします。

議員質問のとおり、学校施設は子どもたちの活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所となることから、その安全性の確保は極めて重要であり、現在、校舎や体育館の耐震化を進めているところです。一方、東日本大震災では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生していることは承知しております。現在、文部科学省より学校施設の非構造部材の耐震対策の推進に取り組むよう通知されており、各学校へ非構造部材への簡易的な点検の実施を指導しているところでございます。いずれにいたしましても、発生が予想される地震に対して学校建物の耐震化を推進しながら非構造部材の耐震化、耐震対策についても、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

- 6番（穴井宏二君） わかりました。学校は、万が一のときに多くの被災者を受け入れて、防災拠点としての機能を保っていかなければいけない、そういうふうな場所でございますけれども、別府市の学校施設における防災機能の確保について取り組み状況、3月にも聞きましたけれども、改めてこれはスキルアップしていかないといけない、こういうふうに思ひますので、太陽光発電、またマンホールトイレ、水の確保等、この取り組み状況、現在はどうなっているのか答弁をお願ひしたいと思ひます。

- 教育総務課参事（狩野俊之君） お答えします。

学校施設の防災機能の確保につきましては、地域住民の避難場所としての役割を担っていくと認識しており、今後も教育委員会と防災担当部局とで連携を図り、お互いの役割を明確にしながら防災機能の向上を図っていくことが必要と考えております。

今後の取り組みといたしましては、防災担当部局と協議の上、教育委員会としまして、今年度も青山中学校、朝日小学校の屋内運動場の改築に伴い施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置並びに災害時資材収納庫等の設置を計画しております。また、あわせて太陽光パネルも設置する予定でございます。

- 6番（穴井宏二君） 太陽光パネル、多目的トイレ、まだまだ課題は大変多うございませ

けれども、ぜひともお願いしたい、このように思っているところでございます。

では、この防災・減災ニューディールのまとめの部分としまして、今よく言われておりますアセットマネジメント、資産管理、これについてどう進めていくのか、また防災・減災のニューディール政策、これが国で採用された場合の公共投資の景気対策にどのように活用していくのか、答弁をあわせてお願いしたいと思っております。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

全国的に高度経済成長期に建設された施設等が、多くが一斉に更新時期を迎えます。本市も、先ほど財産活用課長のほうが答弁いたしましたけれども、30年以上経過した施設がもう6割に上り、今後、更新費用や施設管理費が、市の財政にとって大きな負担となります。今年度作成する公共施設白書において、アセットマネジメントに関しましては、市有施設の現状を把握して将来費用を予測します。その中で施設の配置あるいは利用状況、それから今後の管理運営コストなどを分析して、全庁的かつ中・長期的な視点で施設の維持、あるいは有効活用の指針等を策定する必要があると考えています。将来にわたって、安全あるいは利便性を確保するために改修を計画的に実施して、長寿命化によって更新費用を低減するとともに、既存の公共施設の整理統合、こちらのほうも取り組む必要があるというふうに考えております。少子高齢化あるいは人口減少などの社会環境の変化に対応して行政サービスの水準が確保できるよう、公共施設全体の最適化を図っていきたいと考えております。

それから、2点目、公共投資によって景気対策に活用してはどうかということにつきまして、お答えいたします。

確かにこれまで道路、それから下水道などの公共投資が需要というものを創出し、地域経済を活性化する原動力として寄与してきました。しかし、これまでも議会でたびたび指摘されているとおり、人口減少と景気の低迷によって市税収入が減少しておりますし、扶助費等の社会保障関係費が増大しております。以前のような施設の新設を中心とした公共事業、そうした経済対策は非常に難しい状況ではないかなというふうに思っております。ただ、先ほど御指摘があったとおり、社会資本の老朽化対策それから災害対策、これはもう急務でございます。そして、非常に大きなお金が必要となってきますので、地方債や基金を活用しながら計画的に投資していきたいというふうに思っております。

景気回復は、国や県の公共部門に加えて民間部門が、非常にその自立的な活動が大きなウエートを占めますけれども、基礎自治体として必要な財政措置を行って地域経済を支える役割を果たしていきたいというふうに思っております。

○6番（穴井宏二君） ぜひとも、計画的に整備をお願いしたいと思っております。

では、ニューディールについては、これで終わらせていただきます。

続きまして、奨学金制度について質問をさせてもらいたいと思っております。

まず、これはことしの入学時期に私のほうに御相談がございましたけれども、それに基づいて質問をさせてもらいたいと思っております。

まず、別府市奨学金の制度について、これの人数制限、そして金額、募集方法、また願書の提出先、これについてお答え願えますでしょうか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

まず人数でございますが、高等学校奨学生は、全体で195名としております。したがって、毎年65名前後を選考いたしております。大学奨学生につきましては、基本的に各学年に1名です。ただ、平成22年から24年度については、暫定措置ですが2名を選考しております。

次に金額でございますが、高等学校奨学金は、要保護生徒に月額7,000円、準要保護生徒に月額6,500円を贈与しております。大学奨学生には月額4万円を貸与しております。

次に、募集でございますが、昨年度までは高等学校、大学奨学生とも、市報 11 月号に記載し、12 月 10 日前後を締め切りとして募集しておりました。高等学校奨学金の募集については、市報のほか別府市内の中学校に対し該当生徒に周知するように指導しておりました。

願書の提出先でございますが、大学生につきましては、直接教育委員会窓口に出していただいております。高等学校奨学金につきましては、学校で一括して受け付け、教育委員会に出していただいております。

- 6 番（穴井宏二君） ありがとうございます。願書の提出先でございますけれども、高等学校の場合は、学校で一括ということなのですが、なかなか学校に出しにくい、そういうふうな子どもさんもいらっしゃるようでございますので、学校でも出せるし、また教育委員会へも直接出せるというふうにしたらどうかと思ったりします。教育委員会に出すというふうに行っているところもあるようでございますので、御考慮いただければいいかなと思っております。

そこで、奨学金の申し込み時期、12 月ということでございますけれども、これについて、この 12 月でいいのかなと思ったりするのです。これについては、教育委員会はどのように思われていますでしょうか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

昨年度は 11 月 4 日から 12 月 9 日までを申し込み期間にしておりました。それを受け、希望する生徒に対し冬休み中に面接を実施しました。したがって、面接の関係でこれ以上遅くすることはできませんが、募集期間を前倒しすることは可能だと考えております。

そこで、今年度から周知方法を検討して、開始時期を 10 月中旬ぐらいに早めたいと考えております。

- 6 番（穴井宏二君） 10 月中旬に早めるということ、非常にいいかなと思います。周知漏れとかそういうふうな、また聞いていなかったとか、また後フォローができるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいかなと思います。

そこで、あとちょっと二、三問聞きたいのですけれども、奨学生として選考されなかった生徒、漏れたとか選考されなかった生徒の支援というのは、何かないのかなと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

大分県奨学会奨学金は、高校入学後に奨学金の二次募集を行っております。残念ながら別府市奨学金で選考されなかった生徒につきましては、この奨学金の申請をしていただくことになると思いますので、大変申しわけありませんけれども、よろしくお願ひします。

- 6 番（穴井宏二君） そういうことでございますけれども、私立高校に入学する場合、公立高校よりもちょっと多目の入学準備金というのが必要に……、失礼しました、私立高校に入学の場合は入学準備金が要ります、必要になります。これについて援助はないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか、ちょっと答弁できますでしょうか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

残念ながら別府市奨学金には、入学金制度の援助はございませんが、母子家庭であるならば、児童家庭課の母子寡夫福祉資金、その他の家庭で経済的に困難であるならば、社会福祉協議会の生活福祉資金で入学金の貸し付けがございます。大分県の他の市町村の情勢でいきますと、日田市が入学準備金を貸与しております。御指摘のとおり入学準備金も保護者の経済負担の大変大きなところでありますが、これから県内市町村の動向を見ながら、このあり方について検証してまいりたいと思います。

- 6 番（穴井宏二君） おっしゃっていただいたとおり、日田市が入学準備金の貸し付けをしているということでございまして、日田市の場合は私立高校と公立高校においても入学

準備金を準備している。制服とかいろんなものをそろえるのはみんな同じなので、平成24年度から公立高校を対象にしたということでございました。

私が中学校を卒業するころは、中卒で就職する友だちも何人かおりまして、高校に行かずに就職の道を選んだという友人が二、三人おりました。当時は、中卒は「金の卵」というふうに言われていたわけでございますけれども、そういう中でその担任の先生が、そういう中3で就職する子どもに対して、目にいっぱい涙をためて「しっかり頑張れよ」というような、そういうふうな言葉をかけておりました。子どもの未来をしっかりとフォローするために、そういうふうなソフト面といたしますか、入学準備金、安心して提供できるような体制をお願いしたい、このように思います。

これで、この項は終わります。

続きまして、アスペルガー症候群と5歳児健診について質問をさせてもらいたいと思えますけれども、アスペルガー症候群とたまに聞くのですけれども、どういう判断でその診断をしているのかなという声もよく聞きます。また、学校に勤めていらっしゃる関係の方から、大変これについて悩んでおられる方もいらっしゃるわけでございますけれども、2つ聞きたいと思えます。

アスペルガー症候群というのは、改めてどういうふうなものなのか。それから、アスペルガー症候群の子どもさんへの対応をどういうふうにか考え取り組んでいらっしゃるのか、甲斐課長のほうから答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

アスペルガー症候群は、自閉症やその他の広汎性発達障害、学習障害などといった発達障害に定義づけられております。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、年齢や環境により目立つ症状が違うため、診断された時期により診断名が異なることもございます。具体的には、他人の情緒を理解することや自分の感情の状態を人に伝えることが苦手だったり、計画的な行動や柔軟な行動がとりづらいうようなことがございます。

次に、アスペルガー症候群の子どもさんへの対応でございますが、アスペルガー症候群は、親しい友人関係を築けない、興味の対象が独特である、不器用など、さまざまな特徴があり、時にわがままと思われ、周囲から親のしつけが悪いせいでと誤解されることもありますので、障害による特徴だということを十分に理解することが重要でございます。また、集団生活が円滑に過ごせて、その後の進路を見据えた話し合いや相談の場を定期的に持つことなどが大切であると考えております。

○6番（穴井宏二君） ありがとうございます。小・中学校におきましても、このアスペルガー症候群の生徒の方々、幾つかの自治体にも私はちょっと出向いてお聞きしたりさせてもらったのですけれども、全国的なデータで言いますと、約6%の子どもさんが該当しているというふうに言われております。なかなか判断が難しいところなのですけれども、別府市でお聞きしましたところ、十数名の方がいらっしゃるということでございまして、特別支援学級、また通級指導教室において指導されているということで、大変な御苦労があるかと思えますけれども、敬意を表したいと思えます。

そこで、この症候群の対処といたしまして、障害の程度が重たい場合にはいろんな発達障害、いろんな障害がありますけれども、1歳半で見つかりやすい、また中程度の場合は3歳半で見つかる。しかし、広汎性の発達障害、アスペルガー症候群とか、そういうふうな障害の場合は、5歳ぐらいになってやっとわかるような感じになってくるということで、しかし、やっぱり問題は、今回のテーマでございますけれども、5歳児健診、小学校入学前の5歳児健診を取り入れている自治体が非常に少ないということでございます。5歳児ぐらいでわかると入学までに何とか対処できるみたいなのですけれども、非常に少ない。

だから、なかなか見つからなくて、そのまま小学校に上がってしまうということでございます。ですから、この5歳児健診の必要性について、どのように認識をされているのか答弁をお願いします。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

発達障害の中でも注意欠陥・多動性障害や高機能広汎性発達障害などは、保育所や幼稚園で集団生活を経験する幼児期以降になってから、さまざまな問題があらわれてきますので、3歳児健診以降何らかの取り組みが必要であると考えております。しかし、4歳、5歳という年齢は、家庭以外の人とのかかわりが広がり、言葉もふえる時期であり、社会性の発達を見るには、1回の健診ではなく、集団保育や遊びの中で継続的に子どもの様子を見ていくことが重要でございます。また、現状では5歳児という時期に発達障害をスクリーニングする方法が確立されていないということもございまして、5歳児健診につきましては、今後も研究結果や国の動向などを見ながら検討していきたいと考えております。

○6番（穴井宏二君） 5歳児健診について質問するのは3回目ではないかなと思うのですが、ちょっと前回よりも1歩後退したような答弁のような気がしますけれども、だんだんふえてきているのですよ、これは。大分県内でも少しずつふえてきておりますけれども、これは答弁だからそうかもしれませんけれども、国の動向を見ながら。国の動向よりもやっぱり子どもの動向を、だんだん発達障がい的小朋友さんがふえてきていらっしゃいますので、国の動向よりも子どもさんの動向、しっかり実態把握をしていただいて取り組んでいただきたいなと思うのです。なぜかといいますと、東京のほうでは自治体がやらないので、保健所で取り組んでいるというようなところが結構あります。ですから、ちょっと東京と比べるとあれなのですけれども、何とか発達障がい的小朋友さんを早期に発見していただきたいなと思うのです。これに取り組むことによって、今、小学校の1年生、2年生とかでも、なかなか授業についていけないというか、うまく学級でやっていけないという小朋友さんもいらっしゃるようでございます。なかなかクラスが成り立たなくて先生方も困っていらっしゃるような場合があるようございまして、それによって最悪の場合は退職するという、そういうふうな場面もあるようございまして、そうならないように早期発見、これが大事ではないかなと思っておりますので、いろんな面があるかもしれませんが、しっかり取り組んでいただきたい、このように思いまして、この項を終わらせていただきます。

それでは、介護予防につきまして質問をさせてもらいたいと思います。

介護予防対策ということでございますが、改めまして別府市の介護予防対策、介護予防事業の取り組み状況、それから二次予防事業が始まっておりますけれども、この二次予防事業について、生活機能評価健診によって把握された虚弱な高齢者の方々を対象にしているということございましてけれども、どのくらいの方数を把握されているのか、この数字的なものをお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、介護予防事業の取り組み状況としましては、生活機能評価より把握しました虚弱な高齢者を対象に二次予防事業として、通所型介護予防教室「すこやか元気づくり教室」を実施しております。また、比較的元気な高齢者を対象とした一次予防事業では、「ワンポイントさわやか塾」、「すこやか元気づくりフェスタ」、「べっぴんゆうゆう体操」などを通じて介護予防の普及啓発を行っているところであります。

次に、二次予防事業対象者数についてであります。昨年度及び一昨年度の2カ年の65歳以上数値では、平成22年度は健診受診者8,149人のうち二次予防事業対象者ちょうど1,600人、平成23年度におきましては、受診者8,120人のうち対象者1,644人でありまして、どちらも高齢者人口のおよそ4.7%の方を把握しております。

○6番（穴井宏二君） 4.7%把握されているということでございます。国の数値よりも若干足りないかなという感じはいたしますけれども、健診受診者によりまして虚弱な二次予防事業対象者を把握されている、4.7%の方を把握されているということでございますけれども、健診受診をされない方にも介護予防の必要な方がいらっしゃるのではないかなと思うのです。高齢者全員の調査などを行って対象者を把握する方法ができないものかどうか、これについて答弁をお願いします。

（議長交代、議長・松川峰生君、議長席に着く）

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

御指摘のとおり、健診に来られない方の中にも二次予防事業対象者がいるのではないかと、その把握をどのようにしたらよいのかという問題をずっと課内で協議しておりましたが、今年度より要介護・要支援認定者を除く高齢者全員を対象としました基本チェックリストを自宅に送付し、介護予防の必要な高齢者を把握する方式に切りかえることができました。

○6番（穴井宏二君） この基本チェックリストというのは、全国共通のようでございまして、ちょっと見させてもらったのですが、おもしろいなというのが、おもしろいというか、いい質問だなと思うのが、「日用品の買い物ができますか」とか、「貯金の出し入れをしておりますか」、また、「階段を手すりや壁を伝わらずに上っていただけますか」、それから「週1回以上は外出しておりますか」とか、「きょうが何月何日かわからないときがありますか」とか、なかなか適確な質問があるなというふうに思いました。

そこで、この25項目のチェックリスト、これを送付するのは非常に事務的にも大変な作業になるのではないかなと思うのです。具体的には、どのように実施されているのですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

年齢別に3回に分けて高齢者全員に基本チェックリストを配布できるように送付、回収、集計を業者に委託し実施しております。

○6番（穴井宏二君） 詳しくはもっとあると思うのですが、大変な量になるのかなと思います。でも、このチェックリストを見た限りは非常にいい内容だなというふうに思っておりますので、しっかり把握して対応をお願いしたいなと思っております。

そこで、二次予防事業の教室「すこやか元気づくり教室」、これはどのようにこの事業で実施されていますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

この教室は、運動機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能改善プログラムを複合的に実施し、必要に応じて認知症予防プログラム、腰痛・膝痛プログラムも交えて週1回3カ月間で、計12回をワンクールとして介護予防に取り組んでいます。この教室は、介護予防のための運動などの実践指導だけではなく、介護予防に取り組むための知識も同時に習得できることから、とても好評をいただいております。

○6番（穴井宏二君） 説明いただきました。それで、この教室に参加された方々の具体的な効果、そして、いろんな自治体が数字で把握しているようでございますけれども、これはどのように把握しておりますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

教室に参加される前と後に、調査・計測している平成22年度参加者の維持改善率を御紹介いたしますと、柔軟性、バランス能力、複合動作能力、歩行能力、握力の全てにおいて効果が出ており、特に前期高齢者におかれましては、61%から75%の維持改善率を示しており、主観的健康感に至りましては、87.3%の方が状態が維持改善されたと実感されております。

また、教室参加者から要介護・要支援認定者となる割合は6.9%となっておりますが、

残念ながら教室参加しなかった方の割合については、データは把握できておりません。

- 6番(穴井宏二君) わかりました。それで、二次予防事業として取り組まれている「すこやか元気づくり教室」は、委託事業ですかね。委託でありましたら、その委託先について説明、それから、今後、他の民間事業者を参入させることについてどのように考えていらっしゃるのか、これについても答弁をお願いしたいと思います。

- 高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

まず委託先であります。教室は社会福祉法人太陽の家・合同会社元気づくり支援研究会、株式会社ニチイ学館、医療法人仁泉会畑病院の4つの法人に委託し実施しております。

次に、新規参入の件でございますが、現在の事業者は平成21年度に一般公募し、プログラム内容やスタッフなど、それなりの質を持ち、安全に実施できる事業者を選んで委託しております。しかしながら、さらなるスタッフの質の向上を目指し、マンネリ化を防ぐためにも業者間の競争をさせることも重要であると認識しており、そのため、再度新しい業者が参入できる機会を設けたいと考えております。

- 6番(穴井宏二君) この通所型介護予防教室、高齢者の方の健康寿命を延ばすことに大変な効果があるのではないかなと、思っているところでございますけれども、たくさんの方が参加できるように委託業者さんをふやしてそういう体制をつくってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

一次予防、二次予防の必要な高齢者の把握に努める中、需要バランスを考慮しながら、事業拡大に向け鋭意努力していきたいと考えております。

- 6番(穴井宏二君) よろしくお願ひします。先ほどの話にもありましたけれども、アンケートをとられているということで、お聞きしましたら、たくさんアンケートが返ってきているということでございました。その状況把握をしっかりとお願いしたいと思います。年齢別ということでございましたけれども、この後がやはり大事になってくるのではないかなと思います。やはりたくさんの方が参加できるような体制に、例えば日出町にお聞きしましたら、日出町を3つに分けて、それで自治会ごととおっしゃっていましたが、自治会ごととそういうふうな介護教室を行って、いこうというふうにしているようでございました。また、大牟田市は、市内を6つに分けて介護予防の教室をやっているというふうにしているようでございますので、年齢別と地域別の、ちょっと違いはあるかもしれませんが、しっかりと参考にさせていただいてお願いしたいと思いますところでございます。

では最後に、高速バス事故と、別府市における現状と対策について質問をしたいと思います。

群馬県内の関越自動車道の事故がございました。これは、いわゆる高速ツアーバスの事故でございましたけれども、数十名の方が重軽傷を負うという重大な事故でございました。この事故は、バス運転者の労働条件にもやっぱり関係しているのではないかなと思うところでございます。そこで、直接的には市の所管ではないかもしれませんが、市の方でバス運転者の離職率、また過重労働などの実態把握はできるのか。また、ツアーバスを受けて事故防止のための市の対応としてどうだったのか。また、別府は観光地でございますので、県外から車の流入も非常に多くて事故が多いというふうに聞きますけれども、事故防止のための対策、どうされているのか答弁をお願いしたいと思います。

- 自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

議員御質問の、バス運転者の離職率及び過重労働かどうかの実態は、市では把握できておりません。

次に、事故防止のための対応ということでございますが、4月29日に国土交通省が、日本バス協会など6団体に対し、ゴールデンウィーク期間中の安全確保と事故防止徹底を

図るよう通達し、この通達を受け4月30日、大分県バス協会は、県内15の事業所に対し安全対策を文書で通知しました。さらに5月11日には厚生労働省が、5月16日には国土交通省が、それぞれバス業界などへ安全対策強化や労働時間管理等の徹底に関する要請を行ったことを把握しております。また、大分県交通安全協会別府支部として本市が別府警察署と連携する中で、5月2日に別府警察署が、亀の井バス、別府観光バス、日清観光バスの3社に安全運転の依頼を文書で依頼しております。

そのほか、貸し切りバス事故を受けて県警本部交通部が県下の警察署に緊急対策として、高速自動車道、自動車専用道での夜間検問、速度違反などの取り締まり強化、観光地を訪れる観光バスの運転手への交通安全の呼びかけなどの通達を行っております。

- 6番（穴井宏二君） なかなか把握は難しかったということでございますけれども、最終的には観光客また市民の安全が、命がかかっている問題でございますので、何らかの対応をお願いしたいなと思います。

私も直接、現場の声としましてお聞きしたのですが、バスの運転をして終わってから始業時間まで8時間あけないといけないという規定がありまして、あるのですが、実際はなかなかその8時間の休息がとれない。運転が終わってバスの掃除とか、また食事、風呂などを入れると、ひどいときには四、五時間しか眠れないときも多々あるということでした。朝早く起きなければいけないという場合もありまして、非常に睡眠不足になるということでした。テレビでも言われておりましたけれども、日雇いの方も正直言っていらっしゃるということでもございまして、今回の事件だけではないのですよということをおっしゃっていました。規制緩和で非常にバスの値段も安くなってきているのですが、それに伴って乗務員の方の待遇もやっぱり、そういう感じでなかなか目が向けられていないということで、しっかりこれに対しても対応してもらいたいなという切実な声がございました。別府は観光地でもございますので、ぜひともそういう面でしっかり目を向けて対応していただきたいなと思っております。

- 議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時41分 散会